

## 横浜市防災計画「震災対策編」修正案について

東日本大震災を教訓として、横浜市防災計画「震災対策編」の抜本的な見直しに取り組んでまいりました。このたび、「修正案」をとりまとめましたので、その概要及び今後の進め方等についてご報告いたします。

### 1 これまでの経過

本年4月に副市長をリーダーとする全庁的な検討組織を立ち上げ、18テーマ別に検討部会を設置して検討を行うとともに、市民意見募集、有識者等との意見交換会等を実施し、「修正素案」をとりまとめ、第3回市会定例会において報告させていただきました。

その後、この「修正素案」を基にして、2回目となる市民意見募集、地域・事業者・各種団体等へのヒアリング、防災関係機関への意見照会などを実施し、それらの意見等を踏まえ、「修正案」をまとめました。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
・副市長PJ		◆有識者等意見交換会 第2回市会定例会 (計画修正について)	・副市長PJ	・副市長PJ ・有識者等意見交換会	●修正素案策定(危機管理推進会議) ◆第3回市会定例会 (修正素案について)		・有識者等意見交換会	◆修正案策定 第4回市会定例会 (修正案について)
18検討部会による検討						市民意見募集	区局・関係機関意見照会	
市民意見募集		関係機関意見照会			各種団体等意見ヒアリング			

### 2 市民意見募集等の実施 (別紙1「市民意見募集等の実施結果について」参照)

2回にわたる市民意見募集、74団体等からのヒアリング等を実施し、約1,500件のご意見をいただき、そのうち、464件を修正案に反映しています。

### 3 修正概要

「減災」と「人命最優先の対策の強化」を基本的な考え方として、

- ① 東日本大震災において、被災自治体が直面した課題
- ② 本市が実施した帰宅困難者対策などの応急対策上の課題
- ③ 本市から被災地へ派遣した職員が持ち帰った教訓
- ④ 市民意見募集や各種団体等へのヒアリング等でいただいたご意見
- ⑤ 国の防災基本計画の修正内容

などをできる限り反映させ、より実効性の高い計画といたします。

(1) 主な修正内容（別紙2「修正案の概要」参照）

ア 第1部「総則」

- ・減災目標の設定
- ・新たな科学的知見等に基づく被害想定の見直し
- ・自助・共助・公助、それぞれの役割の明確化による減災にむけた取組 等

イ 第2部「災害予防計画」

- ・幹線道路、都市公園などの都市施設の防災機能強化
- ・町の防災組織及び地域防災拠点それぞれの役割に基づく防災訓練の実施
- ・要援護者対策の充実 等

ウ 第3部「応急対策」

- ・初動期における市・区災害対策本部体制の見直し
- ・応急医療体制の充実
- ・地域防災拠点の開設基準及び運営に関する見直し 等

エ 第4部「災害復旧と復興事業」

- ・借上による応急仮設住宅の供与
- ・地域経済の復興支援 等

オ 第5部「津波対策」（新設）

- ・津波に対する予防・応急対策を規定（第2部の津波に関する項目は削除）

カ 第6部「東海地震事前対応計画」

- ・気象庁の「東海地震に関連する情報」の名称変更  
（東海地震観測情報→東海地震に関連する調査情報（臨時））

キ 第7部「災害応援計画」

- ・本市災害応援対策本部の体制等の見直し
- ・被災地への応援派遣の基本方針などを規定

(2) 主な修正箇所数

現行防災計画は、6部、39章、148節で構成されています。今回の見直しにより、148節のうち、116節で修正（時点修正などの軽易な修正を除く。）を行います。

4 今後の進め方

25年1月に、全区局、防災関係機関に対して確認照会を行い、最終的な防災計画（案）をとりまとめます。

その後、25年市会第1回定例会で防災計画（案）について報告し、3月に開催予定の横浜市防災会議で審議・策定し、4月の修正計画運用開始を目指します。

24年12月	修正案策定
25年1月上旬～1月下旬	確認照会（区局、防災関係機関）
2月～3月	25年市会第1回定例会での防災計画（案）報告
	危機管理推進会議（庁内会議）での最終確認
	横浜市防災会議での審議・策定
4月	修正計画運用開始

## 5 その他

### (1) 横浜市震災対策条例の改正について

本条例は、震災対策における市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災による被害の予防や応急措置について定め、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的として制定しています。

今回の防災計画「震災対策編」修正内容との整合を図るため、今後、本条例についても、必要な部分の改正を行います。

※25年第1回市会定例会での議案上程を予定しています。

#### 【参考】

- ・昭和50年3月 横浜市地震対策条例 制定
- ・平成10年2月 横浜市震災対策条例 制定（横浜市地震対策条例 廃止）
- ※ これまで、横浜市震災対策条例の改正はなし

### (2) 横浜市地震防災戦略の策定について

新たな被害想定に対する「減災目標」を設定するとともに、目標を達成するための具体的な取組等を取りまとめた横浜市地震防災戦略を策定する予定です。

現在、庁内に副市長をリーダーとする「地震防災戦略検討プロジェクト」を設置し、本年度末の策定に向けて検討を進めています。

※25年第1回市会定例会での報告を予定しています。素案については、市民意見募集も行う予定です。

### (3) 防災憲章の制定について

市民の皆様に、減災に向けた自助・共助の重要性を共通認識としてもっていただき、それを将来に引き継いでいただくために、「よこはま地震防災市民憲章(仮称)」を制定する予定です。現在、市民検討委員会において、本年度末の策定に向けて検討を進めています。

※24年第4回市会定例会及び25年第1回市会定例会での報告を予定しています。

## 市民意見募集等の実施結果について

### 1 市民意見募集及び各種団体等への意見ヒアリングの概要

#### (1) 市民意見募集実施概要

##### ア 募集テーマ及び募集期間

	募集テーマ	募集期間
第1回	『修正の基本的な考え方について』	平成24年4月17日(火)～5月11日(金)
第2回	『修正素案について』	平成24年9月18日(火)～10月31日(水)

##### イ 市民意見募集実施の広報

	広報媒体
第1回	記者発表、ホームページ、ツイッター、TVKデータ放送、区連会
第2回	〔上記に加え〕広報よこはま9月号掲載、神奈川新聞「市民の広場」掲載、市連会

##### ウ 資料配布状況

	配布部数	公共施設での配布	郵送等による配布	イベント等での配布
第1回	◆修正の考え方 380部	市民情報センター、 区役所	—	—
第2回	◆修正素案 6,800部 ◆修正素案概要版 17,300部	〔上記に加え〕 消防署・消防出張 所、地域ケアプラ ザ、男女共同参画セ ンター	区連合町内会長、単位 町内会長、地域防災拠 点運営委員長、区防災 対策連絡協議会員、市 防災会議委員	消防フェア、区民まつ り、防災講演会、救急の 日イベント、区民の集 い、防災フェスタ等 (概要版のみの配布)

##### エ 応募数及び意見数

(単位：件)

	郵送	Eメール	FAX	直接持参	【応募数】	【意見数】
第1回	7	19	14	8	48 (個人31・団体17)	207
第2回	87	44	14	6	151 (個人144・団体7)	753

※応募者から複数の御意見をいただいているため、応募数と意見数は一致しません。

#### (2) 各種団体等への意見ヒアリング実施概要

##### ア ヒアリング実施団体等：74団体

団体種別	団体数	団体内訳
自治会町内会	19	市連会、区連会：18区
地域防災拠点運営委員会	21	区の地域防災拠点連絡協議会：5区 区の地域防災拠点連絡協議会会長：11名(11区) 個別の地域防災拠点運営委員会：5校(4区)
区防災対策連絡協議会	3	緑区、都筑区、戸塚区
区民会議	3	鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区
消防団	20	36名(20消防団)
災害ボランティア連絡協議会	1	旭区
子育て団体	1	地域子育て支援拠点「どろっぷ」
障害者団体	2	横浜市身体障害者団体連合会理事会、横浜市精神障害者家族連合会
事業者	3	金沢火災予防協会及び金沢臨海部の自衛消防組織加入事業所、 磯子区第2回危機対処連携会議、横浜駅西口振興協議会
家庭防災員(※個人)	1	22名(11区)
	74	

##### イ 意見数：524件

2 市民意見募集及び各種団体等からの主な意見

(修正素案 18 検討項目別に分類)

[凡例]  
 ●：市民意見募集  
 ◎：各種団体等への意見ヒアリング  
 下線：修正案に反映した意見

I 減災に向けた対策の推進	
1 減災害目標の設定 64 件 (5.0%)	<p>● <u>被害を具体的に想定し、そのための対策に優先順位をつけ、何をいつまでにどの程度達成したいといった、対策努力目標も具体的に発表したらどうか。市民にできないものはできないとはっきり認識させることこそ重要。</u></p> <p>◎ <u>対象地震については最大の被害を発生させるものを選定とあるが、時刻や曜日などによって被害に幅があると思われる。これに対して被害を軽減する目標値についていくつかの項目別に段階的な設定を行ってほしい。</u></p> <p>◎ 人的被害の軽減については、消防団としては、特に火災による死者数の軽減が重要であるとする。消火箱（ホース等の格納）の設置を強化した方が良い。</p> <p>◎ 各目標の対策、進捗を市民が簡易に把握できるようにして、一人ひとりが関心を持てる情報の提供が必要である。</p>
2 減災に向けたまちづくり 83 件 (6.5%)	<p>● <u>地域防災拠点の役員やボランティアなどの方々に、地域の「防災まちづくり」を呼びかけ、それぞれの地域特性を十分考慮し工夫して計画実施することが必要。例えば近くを流れる河川を消防水利として使えるようにしたり、空地に木を植えることなども役立つ。</u></p> <p>● <u>広場、公園の整備について、既存、新規共に大震災に備えて「防災公園」として機能できるように、簡易トイレ等の設備を取り入れてほしい。</u></p> <p>◎ <u>道路が通れないと物資は届かない。被災地では自分たちでお金かけて道路をなおしていた。</u></p> <p>◎ <u>耐震性の向上は、人的被害を軽減するために非常に有効であるが、実際には個人負担がかかり、進まない。補助金の拡充、手続きの簡素化をしてほしい。</u></p> <p>● <u>木造住宅や老朽化大規模団地の耐震補強は、対策を強化してほしい。</u></p> <p>● <u>東日本大震災では大規模盛土造成宅地で想定外の大規模な地滑り被害が発生した。防止対策を十分に実施してほしい。</u></p> <p>● <u>狭あい道路の拡幅を早急に実施してほしい。</u></p>
II 自助・共助体制の強化	
3 減災行動の普及啓発 224 件 (17.5%)	<p>● <u>自助、共助、公助の考え方はよいと思う。今までは、共助があまり言われなかったのだが、自助だけでは行き届かず、公助に橋渡しをする共助の考え方が必要。自助、共助、公助の定義を明確にすることが必要。</u></p> <p>◎ <u>自助の取組について、時間軸で記載されているのが、参考になる。拠点の訓練などで、自助として、いつ何をすべきかを丁寧に啓発していく必要がある。またホームページなどで、良かった事例や失敗した事例などを掲示して、各区・地域での取組の参考にできれば良い。</u></p> <p>◎ 減災行動の普及啓発には、日頃からのPRが大切。「減災」とい</p>

	<p>う言葉は市民には浸透していないと思う。<u>イラストなどをいれた、わかりやすいパンフレット等を作成してほしい。</u></p> <p>◎ <u>自分の身は自分で守ること、家庭の減災が大切である。自助を単純・明確化することも必要である。</u></p> <p>◎ <u>職員の数には限りがあるので、地域とボランティアの力が大切である。市民は全て行政がやると勘違いしないように啓発する必要がある。公助の限界をもっと打ち出して良い。</u></p> <p>● <u>この計画を周知し実行実践することが何より大切。学校教育の場での指導や民間企業の防災訓練時でのPRなどに取り入れてほしい。</u></p> <p>◎ <u>子どもを対象とした取組を行うことは、親にも伝わるので、効果的である。</u></p> <p>◎ <u>現在の防災教育、防災訓練は単発的で、しかも、形骸化している。自らの身は、自ら守る（自助）取り組みについて、具体的に分かりやすい教育の実施が必要である。</u></p> <p>◎ <u>中学生、高校生は地域防災の大きな担い手であるから、学校と地域が連携して防災活動に取り組むこととしてほしい。</u></p> <p>● <u>横浜防災ライセンスを取得している人を地域防災拠点運営委員会に公表し、防災訓練等日頃の防災活動に積極的に活動してもらう様に努める必要がある。</u></p> <p>◎ <u>消防団や家庭防災員、町の防災組織、地域防災拠点との横のつながりがあまり感じられないので、定期的に連携した防災訓練が必要である。</u></p> <p>● <u>外国人にも、減災行動の学習や訓練を通じて肌で感じるができるような場づくりを、行政で行ってほしい。</u></p> <p>◎ <u>防災訓練は、内容がマンネリ化している。参加者もいつも同じメンバーでなかなか人が集まらない。</u></p>
<p>4 避難所のあり方 408件 (31.9%)</p>	<p><b>【地域防災拠点の指定について】</b></p> <p>◎ <u>新たな被害想定に基づいて避難所数が充足されているか検証し、避難者数に対応した地域防災拠点の確保をお願いしたい。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点に避難者が何人避難するかを想定し、何人担い手が必要か、その対応策をシミュレーションし、日頃より準備することが必要。</u></p> <p>● <u>大規模なマンションがある拠点は、避難者を収容できない。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点の区割りが、町内会や、学区と一致していないので、不都合がある。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点が自宅から遠く、高齢者は避難できない。実態に合わせた見直しを実施してほしい。</u></p> <p><b>【女性、乳幼児、高齢者のための専用スペース確保について】</b></p> <p>◎ <u>大変に必要なことである。一方で、教室の使用については学校側が許可しないこともある。市が、学校とよく調整してほしい。</u></p> <p>● <u>病人のための専用スペースも確保する必要がある。風邪やインフルエンザ等、衛生管理上別室にする必要がある。</u></p> <p><b>【避難・受入対象者とその避難受入期間について】</b></p> <p>◎ <u>ライフラインの途絶により不安で避難してきた人を受け入れると、地域防災拠点のスペースや備蓄が不足する。また家庭内備蓄をしていない人が、地域防災拠点に行けば水や食料がもらえるという</u></p>

	<p><u>安易な考えを助長することとなり、自助の考え方と逆行している。周知・啓発方法に工夫が必要である。</u></p> <p>◎ <u>ライフラインが停止し居住が困難になった避難者を、地域防災拠点に一時的に受け入れることについては、実際にはそうせざるを得ないと思う。</u></p> <p><b>【公的避難場所以外に避難した避難者への対応】</b></p> <p>● <u>地域防災拠点ではなく、近くの町内会館に避難することとしているが、公平に物資配分されるようにしてほしい。</u></p> <p>● <u>地域防災拠点（学校）とは別に、各自治会、町内会で避難場所を開設する必要がある、避難状況や必要な物資については、地域防災拠点に報告することが重要。</u></p> <p><b>【市内で震度5強の地震が発生したら全拠点開設について】</b></p> <p>● <u>開設基準が明確になって良い。</u></p> <p>◎ <u>地域によっては震度5弱でも場合によっては子供を預かる等、開設する場合もある。被害がなくても開設するという心構えが必要。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点運営委員の負担が大きい。なぜ開設する必要があるのか。各拠点の運営委員会や、区の判断で良いのではないのか。</u></p> <p><b>【特別避難場所について】</b></p> <p>◎ <u>そもそも特別避難場所とは誰のためにあるのか。地域防災拠点と特別避難場所の連携はとれるのか。開設マニュアルの見直しも必要である。</u></p> <p><b>【地域防災拠点運営委員について】</b></p> <p>● <u>地域防災拠点運営マニュアルが整備されていない拠点が多い。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点運営委員への教育が必要である。</u></p> <p>◎ <u>平日昼間に災害が発生した場合、拠点には老人と女性しかいない状況となるため、地域防災拠点のリーダーとして女性を中心とした体制を確立することも提案したい。</u></p> <p>● <u>地域防災拠点の運営に関し、指揮命令系統をわかりやすくしてほしい。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点運営委員も被災者であるから、地域防災拠点運営委員の指示のもと、皆で協力して運営することが大切である。</u></p> <p><b>【その他】</b></p> <p>◎ <u>地域防災拠点、広域避難場所、一時避難場所、特別避難場所など、言葉の意味がわかりにくい。わかりやすく周知してほしい。</u></p> <p>● <u>多くの帰宅困難者が地域防災拠点に避難してくると思われるので、対策が必要である。（3.11の時は、駅の係員も地域防災拠点を案内していた。）</u></p> <p>◎ <u>今までも教職員や市職員が拠点運営を支援することとなっていたが、あまり支援を感じられない。防災訓練以外でも顔合わせを頻繁にしてほしい。</u></p>
<b>Ⅲ 情報受伝達体制の強化</b>	
<p><b>5 災害時広報</b> 89件（7.0%）</p>	<p>◎ <u>災害対策本部・社会福祉協議会・地域防災拠点を結ぶ連絡手段として、「防災無線」ほか有効な手段・方法の確立が急がれる。</u></p> <p>● <u>複数の手段を活用した情報受伝達体制を整備するとともに、実践的な訓練を繰り返し行うことが必要と考える。</u></p> <p>● <u>地域防災拠点・区災害対策本部・市災害対策本部間は、「速く・</u></p>

	<p><u>正しく」情報を双方向で交換できる体制が重要である。災害時は「デマ」も流れるので、公共の情報が非常に大切である。</u></p> <p>◎ <u>地域防災拠点には、常に最新の正確な情報がある仕組みを構築する必要がある。</u></p> <p>● <u>現代は情報機器に頼りすぎ。伝える基本は物を届けるのと同じ。</u></p> <p>◎ <u>アマチュア無線の設備の補強、要資格者の把握も重要である。</u></p> <p>● <u>スピーカーやサイレンによる広報を行ってほしい。</u></p> <p>◎ <u>外国人への情報提供について力を入れた、具体策を示してほしい。</u></p>
<b>IV 被災者支援体制の強化</b>	
6 ボランティアとの連携 40件 (3.1%)	<p>● <u>災害ボランティアセンターに情報伝達手段の整備を行ってほしい。</u></p> <p>● <u>ボランティア受入窓口や、ボランティア派遣依頼の流れを明確にする必要がある。</u></p> <p>● <u>市・区、社協、災ボラ間の基本的な役割分担・機能がまだまだ不明確である。</u></p> <p>● <u>専門的ボランティアの受入調整については、市の所管部局がその役割を担うとされているが、どこがどのようにコーディネートするのか。</u></p> <p>● <u>発災時の被災者からのニーズ発掘は、防災拠点、町内会自治会、ケアプラザ、各種施設はもとより、民生委員、その他区役所組織などとの広範囲な協力・連携は必須である。平時からの災害ボランティアとの連携促進、組織化促進を公的面から支援してほしい。</u></p>
7 被害調査 3件 (0.2%)	<p>● <u>被害認定調査と罹災証明と義援金支給はセットで、地域防災拠点でほとんど手続できるようにすべき。</u></p>
8 応急仮設住宅等の供与体制 13件 (1.0%)	<p>● <u>応急仮設住宅の建設について、平常時のうちに、建設する予定地の設計図や見取り図等を作成し、災害発生後速やかに建設ができる体制を確立する。</u></p> <p>● <u>高齢者や障害者の暮らしにあった、バリアフリー構造の仮設住宅を設置してほしい。</u></p> <p>● <u>仮設住宅資材についても考えた方が良い。</u></p>
9 復旧復興体制 11件 (0.9%)	<p>● <u>女性や災害弱者の視点も踏まえて復興施策の検討をしてほしい。</u></p> <p>● <u>支援物資を運搬するにあたって、緊急輸送路を通行するためには警察が発行する通行許可書が必要となるが、事前の登録制を取り入れてほしい。</u></p> <p>● <u>震災瓦礫はどこに一時置場を設置する予定か。仮設住宅と瓦礫置場を重複で使用するのか。</u></p>
10 被災者・地応援 1件 (0.1%)	<p>● <u>被災地派遣や、避難者の受入については、知恵と工夫が必要である。</u></p>
<b>V 予防・応急対策の充実・強化</b>	
11 機能的な市災害対策本部 6件 (0.5%)	<p>● <u>縦割り行政や組織間の連携の遅れが復旧や復興の遅れにつながるよう、万全の体制をお願いしたい。</u></p> <p>◎ <u>発災時に、迅速に応急対策がとれるよう指揮命令系統の明確化や意思決定ができる組織を構築してもらいたい。</u></p> <p>◎ <u>市全体の防災対策については、どの所管が主導となって進めているのかはつきり見えないので、その点を明確にして取り組んでほしい。</u></p>

	い。
12 機能的な区災害対策本部 10件 (0.8%)	<p>◎ 発災から72時間後、区本部がどう対応するか明確にしてほしい。</p> <p>● 各区の防災体制を強化し、横浜市及び近隣の区が相互に連携できる仕組みをつくる必要がある。</p> <p>◎ 区の防災部署は係長と防災担当しかいないところがほとんどであり、継続的な防災施策を実行できる体制ではない。</p> <p>◎ 区役所に自治会担当と防災担当を統合した部を作った方がよい。</p>
13 災害時の教職員の役割 21件 (1.6%)	<p>◎ 学校の校長、副校長への徹底した説明をしてほしい。使用できる教室、防災訓練、拠点の運営等に関して、各学校の温度差が大きい。</p> <p>● 発災時の地域防災拠点(学校)と、在校時の教職員の対応行動が具体的になった。</p> <p>◎ 学校の教育再開などのルールについて、より具体的にしておく必要がある。学校長が判断すべき事項などが見えない。</p>
14 要援護者対策 77件 (6.0%)	<p>◎ 各地域(町内会)内での要援護者リストの共有ができていない。個人情報規制の問題はあるが、発災時に教護活動を担う地域の組織(消防団、家庭防災員など)には、事前にリストが提供されるべきである。</p> <p>◎ 要援護者は、防災訓練に参加しにくいようであるから、仕組み、仕掛けや配慮が大切である。</p> <p>◎ (私は障害者だが)地域の防災訓練などにも参加したい。避難所での生活は様々な不安がある。障害者が落ち着いて避難生活を送れる場所の確保などについて取り組んでほしい。</p> <p>◎ 発災時に誰がどう助けるのかを明確にするべき。援護者が足りない。</p> <p>◎ 要援護者が地域防災拠点で生活を送るための、配慮が必要である。特性にあわせたスペースの確保・情報提供・トイレに近いなど、要援護者対策の徹底と想定を事前にした方がよい。</p>
15 災害時の医療体制 80件 (6.3%)	<p>◎ 病人、ケガ人の対応は各避難所でできるようにするべき。</p> <p>◎ 災害時におけるトリアージ、負傷者の搬送、地域防災拠点での負傷者の対応について体制を確立する必要がある。</p> <p>◎ 軽傷者に対する応急手当ができるように、地域で講習等の訓練を実施したほうが良い。</p> <p>◎ 医療従事者(または経験者)を地域で把握して、地域防災拠点で協力してほしい。</p> <p>◎ 発災時には、災害医療拠点病院に軽症者が殺到することが予測されるため、重傷者対応が困難になる。それについての対策を講じるべき。</p> <p>● 災害時の医療体制について、日頃から市民に周知徹底してほしい。</p> <p>◎ 緊急持ち出し医薬品の配備については、薬局の被災状況や薬局の規模によって、提供できる医薬品も限られてくる。協定の見直しをするだけでなく、実際に、薬局から医薬品を提供するための体制を具体的に検討しなければならない。</p>
16 遺体の取扱い 5件 (0.4%)	<p>● 死亡確認の施策が明示されていない。</p> <p>● 遺体を遺体安置所に搬送したくても、自動車、道路に問題があり運べず、ドライアイスもないことから異臭を放つことが想定される。</p>

<p>17 物資調達 48件 (3.8%)</p>	<p>◎ <u>避難者数に応じた、地域防災拠点の備蓄品を増やしてほしい。</u></p> <p>◎ <u>公的備蓄だけでは不足するので、家庭内備蓄を徹底するよう、啓発が必要である。東日本大震災でも、発災3日後に物資は届いていなかったの、家庭内備蓄は3日間では足りない。1週間分くらいは必要だった。</u></p> <p>◎ <u>発災当初は地域防災拠点に一時的に避難者が増え、物資の不足が見込まれる。被災者自ら物資を持参することを呼びかけるとしているが、個々の対応だけでは不十分。全世帯、3日間分程度の毛布や食料の備蓄を義務付け、それを避難の際、持参してもらうことはできないか。</u></p> <p>◎ <u>発災からの3日間、物資調達については、地域防災拠点と店舗等との協定による直接調達ができるようにしてほしい。</u></p> <p>◎ <u>備蓄庫のスペースが足りないため、整備してほしい。</u></p> <p>◎ <u>「災害用地下給水タンク」及び「緊急給水栓」がどちらも設置されていない地域防災拠点については、何らかの施設を設置すべき。</u></p>
<p>18 受援体制の見直し 5件 (0.4%)</p>	<p>● <u>受入市のOB職員の活用をお願いしたい。</u></p> <p>● <u>体制をつくっても機能しないと思うが、市の公助体制としては無くてはならないものかもしれない。</u></p>
<p>その他 89件 (7.0%)</p>	<p>● <u>津波について、大きな地震がきたらまず逃げることを徹底する。また、避難場所とルートを決めてまず避難することを徹底する。</u></p> <p>● <u>津波発生時の避難誘導、高所避難可能施設への災害発生時避難協力体制等の対策について示されたい。</u></p> <p>● <u>消防の人員・車両を増やすべき。</u></p> <p>● <u>横浜で大きな地震があるとすれば、津波より火災の被害が大きいのではないか。阪神淡路大震災を参考にすべき。</u></p> <p>◎ <u>高層マンション特有の問題も検討してほしい。(高層階医療、転倒防止、要支援者サポート、防災組織作り、備蓄品)</u></p> <p>◎ <u>できあがった防災計画については、市民向けの概要版を各町内会単位で配付してほしい。</u></p>

### 3 自治会町内会の代表者及び有識者等との意見交換会の実施概要

#### (1) 実施日

- 第1回：6月22日（金）15:30～17:00
- 第2回：8月1日（水）15:00～17:00
- 第3回：11月15日（金）15:00～17:00

#### (2) 参加者

中区連合町内会長連絡協議会 会長	平山 正晴 氏
都筑区連合町内会自治会 会長	志村 一郎 氏
関西学院大学 総合政策学部 教授	室崎 益輝 氏
東京経済大学 コミュニケーション学部 教授	吉井 博明 氏
公益財団法人 横浜市男女共同参画センター横浜北 事業課長	常光 明子 氏
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 地域活動部長	門倉 晴義 氏

#### (3) 意見数：74件

#### (4) 意見交換会の主な意見内容

<b>第1部 総則</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>減災目標を設定することは良いが、中間期にチェックするなど目標を管理することが必要である。</u></li><li>◆ <u>減災目標として、耐震化率をあげると被害がどれだけ軽減されるのか、具体的な目標設定が必要である。</u></li><li>◆ <u>避難場所に行ったらすべて助けてもらえると誤解している人も多く、自助の大切さ、避難場所での共助の大切さについて、理解を深めることが大切である。</u></li><li>◆ <u>行政による「公助」がどこまでできるのかを明示し、市民の皆さんが行う「自助」「共助」をきちんと示していくことも必要である。</u></li></ul>
<b>第2部 災害予防計画</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>家具の転倒防止器具の取付けなど減災対策の支援方法について考えることが必要である。</u></li><li>◆ <u>減災に向けた取組の手法としては、地域を絞って進めていくなど集中的に展開することが必要である。</u></li><li>◆ <u>集団生活に馴染まない在宅避難者の高齢者や障害者の方への支援が必要である。</u></li><li>◆ <u>災害時に地域の中で役割を決めておくなど日頃から共助についての話し合いが必要である。</u></li><li>◆ <u>なるべく火事を出さないように、感震ブレーカーや感震コンセントなどを取付けるなど、通電火災を徹底的に減らし、自宅の防火管理をしっかり行うことが必要である。</u></li><li>◆ <u>ボランティアをしたいのだが、どうしたら良いかわからないという人もいるはず。そうした人を整理する部署が必要である。</u></li><li>◆ <u>要援護者に拠点の防災訓練や地域のイベントなどへ意識的に参加を呼び掛け、できるだけ色々な方と触れ合う機会を増やしている。コミュニケーションを活発化するため色々な機会を使っていくことが大事である。</u></li><li>◆ <u>地域の中にある日頃からの多様性が、運営委員会のあり方に反映されているのか、メンバー構成やメンバーの選び方などについて見直すことが大切である。</u></li><li>◆ <u>火災の被害を抑制するためには、出火源の密度を減らすことが重要である。</u></li><li>◆ <u>地震による火災対策において初期消火は重要であり、地域住民による初期消火活動を有効なも</u></li></ul>

のにするため、住宅が密集している地域に可搬式ポンプや消火栓の立ち上げ管等を配備することは有効である。

- ◆ 居住地の地域防災拠点に行けば、拠点に避難しなくても何らかのサポートが受けられることが確実に伝われば、先を争って拠点に避難する方も少なくなる。こういったことをしっかりとインフォメーションしていくことが、地域の方の安心につながる。
- ◆ 防災への意欲があり、家庭防災員や防災ライセンスの資格を持っている女性が多い。そうした女性たちを後押しし、行動に移してもらうためにも、女性リーダーの育成に対して市が積極的に取り組んでいくべきである。
- ◆ マンション住民の震災時の高層マンション対策のニーズは多いので、他都市の高層マンション対策の先進的な事例を踏まえた、先行的な取組を導入すれば対策は進むと考える。

### 第3部 応急対策

- ◆ 災害発生時に、停電により一般の固定電話やFAX等が使えなくなった場合でも、情報の受伝達を行えるよう通信手段についても、いくつかの方法を考えることが必要である。
- ◆ 地域防災拠点の掲示板や地域の自治会町内会の掲示板を活用した紙の広報媒体による情報発信も重要である。
- ◆ 地域防災拠点が遠い場所もあるため、被害が軽い場合は、近くの施設に避難する場合がある。そうした、指定外の避難所の把握、連絡手段の確保が必要である。
- ◆ 災害時広報については、ITを活用することは重要だが、ITを使えない人たちに対する情報提供が弱点なので、紙媒体の広報（張り紙や回覧板等）を組み合わせることが重要である。
- ◆ 災害ボランティアセンターなどを速やかに開設し、非常時の対応や運営ができるよう市・区・社協との連携が必要である。
- ◆ 地震発生後、応急対策やそれぞれの役割など優先業務を明確にし、必要な人員を必要な場所に配置できる体制が必要である。
- ◆ 他都市からの応援については、受入などを円滑に行えるよう、受援ニーズなどの状況を正確に発信できるかが大切である。
- ◆ 自主防災組織の中には、通常「消火班」というのがある。早い段階で火を消すことが大事である。
- ◆ 地域防災拠点は、避難場所であるとともに情報集約の拠点でもあるという意味からも、開設が必要で、震度5強で開設することを明文化するのは、わかりやすく良い。
- ◆ 昼間は、会社に行ったり、出かけている人も多く防災拠点に地域の運営委員が向かえないケースが考えられる。こういった場合は、校長の判断で開設した方が良い。
- ◆ 倒壊家屋だけであれば避難者数は限られているが、ライフラインがストップするのは広域になり、そのような人達も全員避難に来ると、収容しきれない可能性が高いので、収容できる人数のチェックが必要である。
- ◆ 避難場所を増やすことは、担い手の確保や区割りの問題など、なかなか難しいが重要なことである。民間の施設をおおいに活用するなど、指定避難場所でなくても、本当に困ったときはお願いするという協定も必要である。
- ◆ 災害時の広報は、フェーズ（段階や局面）との関係を意識した上で、女性への対応、高齢者や障害者等のマイノリティーへの対応やサポートが非常に重要である。
- ◆ 避難場所では男女別の安心への配慮はもちろんだが、障害者や高齢者の方、横浜では在住の外国人もいる。いかに多様なニーズに応える運営を想定するのかを検討すべき。

- ◆ 避難場所運営に女性を必ず入れることが必要である。初動期はなかなか難しいが、少し経過したら女性中心で行ってほしい。運営委員にも是非、女性をたくさん入れるべきである。
- ◆ 応急危険度判定を迅速に行うことにより、余震で破壊されてしまう心配から避難場所へ来る人数を抑え、住居が全壊した人を優先的に受け入れることができる。

#### 第4部 災害復旧と復興事業

- ◆ がれきなど災害廃棄物の処理方法や対策などについて検討することが必要である。
- ◆ 災害廃棄物についてしっかりと取り組む必要がある。
- ◆ 復興対策のなかで、地域経済の活性化をどうするか検討することが必要である。
- ◆ 復興のためだけということだけでなく、日頃から社会の担い手として、女性が能力を発揮する仕組みを考えておくことが必要である。
- ◆ 被災地では、「復旧復興計画を作るときに、住民がいなくなり、合意形成も何もできない」という問題もある。

#### 第5部 津波対策

- ◆ 地震が起きてから最大波が到達するまでの時間をいかに有効に使って伝達するかが重要であり、海岸付近にいる人達への広報手段を整備することが必要である。
- ◆ 要援護者を早めに避難させることによってその誘導者、さらにはそれを見た人々も早めに避難できることになる。要援護者を助けることが、結果として周りの人も助かることになる。
- ◆ 自助の考えの原則である「津波てんでんこ」は重要であるが、それは自分が逃げても家族や要援護者が無事である環境が整っていることが前提であり、そのような環境を平時からつくることが一番重要である。

## 修正案の概要

## 主な修正項目一覧

項	目	ページ
第 1 部「総則」		
	震災対策の目的と目標	3
	地震及び被害の想定	3
	自助・共助・公助による減災	4
第 2 部「災害予防計画」		
	地震に強い都市づくりの推進	5
	都市施設の防災機能強化	6
	複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備	6
	地域防災拠点の追加指定	7
	市民等への防災知識等の普及啓発	7
	横浜防災ライセンス	8
	学校防災教育の推進	9
	町の防災組織及び地域防災拠点の役割と訓練	9
	要援護者対策	10
第 3 部「応急対策」		
	市災害対策本部の組織	12
	初動期における本部体制	18
	区等への応援体制	18
	災害時広報・広聴活動	19
	応急医療	20
	本市の受援調整体制	22
	地域防災拠点における被災者の避難・受入れ等	22
	地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合	23
	地域防災拠点の管理運営	23
	任意避難場所に避難した避難者への対応	25
	遺体の取扱い	25
	物資の供給	26
	一般ボランティアの活動支援	27
	道路管理者とライフライン事業者相互の復旧事業調整	27
第 4 部「災害復旧と復興事業」		
	被害想定調査の迅速化・り災証明発行及び義援金等支給に関わる情報システムの構築	28
	借上による応急仮設住宅	28
	応急復旧及び復興に関する財源確保	29
	横浜市震災復興本部の体制	30

	女性や要援護者に配慮した復興方針等の策定	30
	地域経済の復興支援	31
第5部「津波対策」		
	津波災害予防の基本方針	32
	応急対策	32
第6部「東海地震事前対応計画」		
	東海地震に関連する情報	34
第7部「災害応援計画」		
	応援連絡体制及び災害応援対策本部	35
	被災自治体への応援派遣の基本方針	36

[市民等からの意見 凡例]  
 ●：市民意見募集 ◎：各種団体等への意見ヒアリング  
 ◆：自治会町内会及び有識者等との意見交換会

## 第1部「総則」

### (1) 震災対策の目的と目標

背景・課題	東日本大震災の教訓から、大規模な地震による被害の発生を完全に防ぐことは不可能であることが明らかになった。
市民等からの意見	● 被害を具体的に想定し、そのための対策に優先順位をつけ、何をいつまでにどの程度達成したいといった対策努力目標も具体的に発表したらどうか。市民にできないものはできないとはっきり認識させることこそ重要。
修正概要	○ 被害をより一層軽減するため、「減災目標」の設定について規定 ○ 「減災目標」を達成するためのアクションプランとして、「地震防災戦略」を策定することを規定
【修正案(抜粋)】	
○ 「減災目標」の設定 ・本計画の目的達成に取り組む過程において、大規模な地震や津波などが発生した場合でも、被害をより一層軽減することを目的として、中期的な「減災目標」を設定し、ハード対策及びソフト対策を計画的に取り組むものとします。	
○ 地震防災戦略 「減災目標」を達成するためのアクションプランとして、具体的な取組や減災効果等を明らかにした「横浜市地震防災戦略」を策定し、減災に向けた取組を推進します。	

### (2) 地震及び被害の想定

背景・課題	国の防災基本計画において、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進」すべきとされたことから、本市の地震被害想定についても抜本的に見直す必要がある。
市民等からの意見	◎ 対象地震については最大の被害を発生させるものを選定とあるが、時刻や曜日などによって被害に幅があると思われる。これに対して被害を軽減する目標値についていくつかの項目別に段階的な設定を行ってほしい。
修正概要	○ 本市にとって、最大の被害をもたらす揺れや津波を起こす地震で想定（元禄型関東地震、首都直下地震、慶長型地震（津波）など） ○ 東日本大震災等から得られた経験や最新の知見を踏まえた各種想定を実施 ○ 震度分布、液状化判定、物的被害及び人的被害等の見直しに加え、新たに経済被害についても想定を実施
【想定される被害】（（ ）内は、前回想定値） ○震度が最大となる元禄型関東地震で震度7（震度7） ○死者総数 3,260人（3,653人） ○火災による被害 全焼：77,700棟（6,903棟）、死者1,548人（88人） ○建物倒壊による死者数 1,695人（3,440人） ○避難者数 577,000人（508,294人） ○直接経済被害 11.7兆円	

(3) 自助、共助、公助による減災

背景・課題	甚大な被害をもたらす大規模地震による被害を軽減するためには、行政の災害対応能力を向上させることはもちろんのこと、自らの命と生活を守るよう市民一人ひとりの力も高め、自助・共助の力をさらに向上させる必要がある。
市民等からの意見	◎ 自助として、いつ何をすべきかを丁寧に啓発していく必要がある。また今までは、共助があまり言われなかったのだが、自助だけでは行き届かず、公助に橋渡しをする共助の考え方も必要。 ◆ 行政による「公助」がどこまでできるのかを明示し、市民の皆さんが行う「自助」「共助」をきちんと示していくことも必要である。
修正概要	○ 自助・共助・公助の定義を明確化 ○ 時間軸に応じた自助・共助・公助、それぞれに求められる役割等を明示

【修正案(抜粋)】

○ 「自助」、「共助」、「公助」の定義

「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。自らが自分・家族を守るための備えを「自助」と呼びます。

「みんなのまちはみんなで守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。近隣の皆さん同士が、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動を「共助」と呼びます。

市、区をはじめ、国、県、警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことを「公助」と呼びます。

○ 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の連携

	発災前	救助・救命期	応急復旧・復旧期
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具の転倒防止</li> <li>食糧・飲料水の備蓄 …等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族の安否確認</li> <li>火災、津波からの避難…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の補修建替え …等</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の見守り</li> <li>防災訓練等の実施…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民や自主防災組織による初期消火</li> <li>近隣住民による負傷者等の救出…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への支援</li> <li>ボランティア活動への協力…等</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の確保</li> <li>建物の耐震化促進</li> <li>地域において防災対策を担う人材の育成…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防隊等による消火、救助活動</li> <li>食糧、生活必需品等の供給</li> <li>応急医療の実施…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>地域経済の復興支援 …等</li> </ul>

## 第2部「災害予防計画」

### (1) 地震に強い都市づくりの推進

<p>背景・課題</p>	<p>市民の安全確保及び早期の都市機能復旧のため、都市計画に基づく防災都市づくりの推進や災害に強い市街地の整備を行う必要がある。</p> <p>市内には、未だ多くの木造住宅密集市街地があり、建物の倒壊や延焼により、多くの被害が発生する恐れがある。</p>
<p>市民等からの意見</p>	<p>● 地域防災拠点の役員やボランティアなどの方々に、地域の「防災まちづくり」を呼びかけ、それぞれの地域特性を十分考慮し工夫して計画実施することが必要。</p>
<p>修正概要</p>	<p>○ 人口や都市機能が集中する地区を指定し、災害に強い都市構造を形成</p> <p>○ 地域が主体となった防災まちづくり計画の策定支援、協働による防災まちづくりの一層の推進を図る。</p> <p>○ 地域と行政が連携して、狭あい道路の拡幅整備広場・公園の整備、老朽建築物の建替促進などを進めることによる災害に強いまちづくりの推進</p>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <p>○ <u>災害に強い都市構造の形成</u></p> <p>横浜、新横浜都心の機能強化、駅を中心とした生活拠点の機能強化等を進め、拠点ごとの機能分担強化を図ることにより、災害に強い都市構造を目指します。また、大規模災害にも対応できる都市の骨格を形成するため、横浜環状道路、幹線道路等による体系的な道路ネットワークの整備を進めます。</p> <p>○ <u>住民参加の災害に強いまちづくりの推進</u></p> <p>地域のまちづくりを住民が主体的に進めるまちづくり協議会等の地域の自主的組織を育成するとともに、地域まちづくりの様々な段階で、資金等の活動助成、まちづくりコーディネーター等専門家の派遣など、行政による支援の充実を図り、地域が主体となった防災まちづくり計画の策定を支援します。また、地域における住民等や行政との協働による防災まちづくりの一層の推進や、発災時における市民相互の助け合いや民間企業等の協力が必要になることから、コミュニティの醸成や企業との協定等による災害対応力の強化を図ります。</p> <p>なお、取組の推進にあたっては、都市計画地図情報システムを活用して地域の情報を住民に提供し、住民との十分な意見交換や議論を行います。</p> <p>○ <u>いえ・みち まち改善事業</u></p> <p>防災上課題のある木造住宅密集市街地において、地域による防災まちづくり活動を支援するとともに、国の事業である住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を導入し、狭あい道路の拡幅整備、広場・公園整備、老朽建築物の建替促進等を実施することで、地域住民と協働して、災害に強いまちづくりを進めています。</p> <p>事業を進めるにあたっては、地域が主体となって防災まちづくり計画を策定し、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりプランとして認定することで、まちの課題や将来像を共有しながら災害に強いまちの実現を図ります。また、まちづくりコーディネーター等の専門家の派遣、活動費の助成などによる支援を行い、事業を推進します。</p>	

## (2) 都市施設の防災機能強化

背景・課題	救助活動や物資輸送のため、緊急輸送路の機能確保、都市公園の防災拠点機能の強化、鉄道施設等の安全性の向上などを図り、被害の最小化や早期の復旧を実現に向けて都市施設の防災機能を強化する必要がある。
市民等からの意見	◎ 道路が通れないと物資は届かない。 ● 狭あい道路の拡幅を早急に実施してほしい。
修正概要	○ 緊急輸送路の4車線化促進、路面下空洞調査、電線共同溝の整備等の実施 ○ 都市公園への土地利用転換に併せ、防災機能を備えた施設の導入等 ○ 津波に備えた市営地下鉄の避難路の整備等
【修正案(抜粋)】	
○ <u>幹線道路等の整備</u> 緊急輸送路については、その機能確保のため、4車線化の促進に努めるとともに、車両通行機能についても確保するため、街路樹の点検・管理及び路面下空洞調査を実施します。	
○ <u>電線共同溝の整備</u> 電気、通信の供給確保及び道路の車両通行機能確保のため、電線共同溝整備を促進します。	
○ <u>都市公園の整備</u> 震災時、都市公園は安全な場所や避難路のほか、火災の延焼阻止空間、救援活動の拠点、応急仮設住宅用地等としての重要な役割を担います。このような役割を考慮しながら、まとまった土地の利用転換などの機会を捉えて公園用地を確保し、身近な公園から大規模な公園まで、防災機能を備えた都市公園の整備を進めます。また、災害時に防災機能が発揮できるよう、適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて改修や防災に資する施設の設置を行います。	
○ <u>市営地下鉄の津波対策</u> 臨海部に隣接する区間（三ツ沢下町駅～横浜駅間、高島町駅～桜木町駅間）の換気所に地上への避難経路を整備します。また、停電時でも列車を最寄り駅まで走行できるように、高島町変電所に大規模蓄電池を整備します。	

## (3) 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

背景・課題	停電や庁舎自体の被災等により、一般固定電話やEメール等が使用不能となり、被害の情報収集や広報等が困難となる可能性がある。
市民等からの意見	◎ 災害対策本部・社会福祉協議会・地域防災拠点を結ぶ連絡手段として、「防災無線」ほか有効な手段・方法の確立が急がれる。 ● 複数の手段を活用した情報受伝達体制を整備するとともに、実践的な訓練を繰り返し行うことが必要と考える。
修正概要	○ 災害時優先電話指定の増強、衛星携帯電話の整備及び特設公衆電話線の整備、アマチュア無線団体との連携強化
【修正案(抜粋)】	
○ <u>災害時優先電話指定の増強</u> 発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の指定を進めます。	

- 防災行政無線及び衛星携帯電話などの整備  
 停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも、活用可能な防災行政無線は、最も重要な情報受伝達手段であるため、関連機器の更新等を定期的に行います。また、防災行政無線及び衛星携帯電話の配備を拡充します。  
 なお、防災行政無線の配備数には限度があり、全ての関係機関への配備は困難なため、医療機関をはじめとした重要な関係機関には、衛星携帯電話、その他の無線、インターネット等を活用した情報受伝達手段の整備を進めます。
- 特設公衆電話線の整備  
 避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に特設公衆電話を整備します。また、整備した特設公衆電話は、地域防災拠点と区役所間の補完的な情報受伝達手段としても活用します。
- 横浜市アマチュア無線非常通信協力会との連携強化  
 アマチュア無線は、区本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会との連携強化を図ります。

#### (4) 地域防災拠点の追加指定

背景・課題	被害想定の見直しに伴い、想定される避難者数が増加となったことを考慮すると、現在指定している地域防災拠点のみでは、避難者を収容しきれない可能性がある。
市民等からの意見	◎ 新たな被害想定に基づいて避難所数が充足されているか検証し、避難者数に対応した地域防災拠点の確保をお願いしたい。
修正概要	○ 補足的避難場所の拡充を図るほか、必要に応じ、地域防災拠点の追加指定を実施
【修正案(抜粋)】	
○ <u>追加指定</u>	予測される避難者数に対する現行の地域防災拠点の収容人数が、大幅に不足する地域は、未指定の市立学校の位置や避難地区指定状況を考慮し、地域防災拠点の追加指定を行います。

#### (5) 市民等への防災知識等の普及啓発

背景・課題	市民一人ひとりの防災知識・意識等を高め、自らの命と生活を守るように啓発等を進めるとともに、地域で市民同士が助け合い、積極的・主体的に地域を守るような社会づくりを推進する必要がある。
市民等からの意見	● この計画を周知し実行実践することが何より大切。学校教育の場での指導や民間企業の防災訓練時でのPRなどに取り入れてほしい。 ◎ 子どもを対象とした取組を行うことは、親にも伝わるので、効果的である。
修正概要	○ 防災知識等の普及啓発を進めるうえで、必要となる考え方、方向性を規定 ○ 減災行動の普及啓発にあたっては、成長段階、特性等に応じた取組を推進

【修正案(抜粋)】

○ 普及啓発の考え方

① 生活基盤を通じた普及啓発

普及啓発を市民に幅広く行うため、職場、学校、福祉施設等の対象者の生活基盤を、有効な機会と捉え、普及啓発に取り組むこと。

② 地域に入り込んだ普及啓発

普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけでなく、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧で分かりやすい説明を行い、市民の防災・減災の取組を推進すること。

③ 啓発手段の充実・整理

減災に向けた自助・共助の大切さに対する市民の理解を促進するため、わかりやすく印象的な啓発手段として、よこはま地震防災市民憲章を活用し普及・啓発すること。  
啓発用の広報物等を適宜更新するとともに、使用するツールの拡充(DVDなどの映像化、点字化、音声化、多言語化)を行うこと。(略)

④ 防災訓練を通じた知識や技術の習得

実践を伴う防災訓練は、普及・啓発の手段として有効であり、市民が発災時に冷静かつ的確な対応を取るための知識や技術の習得の機会として推進していくこと。

⑤ 費用助成・褒賞制度の活用

広報や教育等を通じて普及・啓発を促進するために、費用の助成、褒賞制度などを創設し、活用すること。

○ 対象者別に必要な事項

減災行動について効果的に普及啓発を実施していくために、対象者を成長段階や特性等に応じて分類します。(子ども(未就学児、小学生、中学生等)、大人(成人一般、子育て世帯、外国人等)、要援護者、地域、事業者など)

(6) 横浜防災ライセンス

背景・課題	地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる横浜市防災ライセンスリーダーは、地域防災の重要な担い手であるが、地域防災拠点によっては、ライセンス取得者数にばらつきがある。また、ライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会のつながりが希薄な地域防災拠点もある。
市民等からの意見	● 横浜防災ライセンスリーダーを取得している人を地域防災拠点に公表し、防災訓練等の日頃の防災活動に積極的に活動してもらうように努める必要がある。
修正概要	○ ライセンスリーダーを各地域防災拠点に10名以上確保 ○ ライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会の連携強化

【修正案(抜粋)】

- 地域間における防災力が偏らないように、各地域防災拠点に10名以上のライセンスリーダーを確保します。また、ライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会の連携強化を推進するため、ライセンスリーダーのネットワーク化を全区展開することや、消防団地域防災拠点派遣隊対象の講習会を実施するなどの取組を進めていきます。

(7) 学校防災教育の推進

背景・課題	大規模な災害から生き抜くため、自ら情報を得て、判断し、行動する力を備えるような防災教育を行う必要がある。
市民等からの意見	◎ 現在の防災教育、防災訓練は単発的で、形骸化している。自らの身は、自ら守る（自助）取り組みについて、具体的に分かりやすい教育の実施が必要である。 ◎ 中学生、高校生は地域防災の大きな担い手であるから、学校と地域が連携して防災活動に取り組むこととしてほしい。
修正概要	○ 学校、区役所、地域等と連携した防災教育の実施 ○ 児童生徒の地域の防災訓練への参加
【修正案(抜粋)】 ○ 教育計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。更に、学校とPTAの協力による訓練等の実施や学校、区役所、地域との合同による総合的な訓練を実施することで、学校防災教育の成果を体得させるとともに、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。	

(8) 町の防災組織及び地域防災拠点の役割と訓練

背景・課題	地域によっては、町の防災組織と地域防災拠点の役割の違いがあいまいになっており、それぞれの役割に適した訓練内容となっていない。
市民等からの意見	◎町の防災組織、地域防災拠点との横のつながりがあまり感じられないので、定期的に連携した防災訓練が必要である。
修正概要	○ 町の防災組織と地域防災拠点のそれぞれの役割を明確化し、訓練内容等について整理
【修正案(抜粋)】 ○ <u>町の防災組織と地域防災拠点の役割</u> 東日本大震災の教訓からも、多くの家屋の倒壊や流出時には地域防災拠点のほかにも、集会所など、比較的小規模な場所での任意避難場所が開設されることが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、任意避難場所や在宅被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。 そこで、平時からの自治会・町内会の各種委員の活動や、地域防災拠点運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図っていくこととします。 ○ <u>町の防災組織及び地域防災拠点での地域訓練</u> ① <u>町の防災組織における訓練</u> 地震発生直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そこで、平時から自治会・町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。	

## ② 地域防災拠点訓練

地域防災拠点が災害時に「災害時における住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「災害に関する情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うためには、図上訓練（Dig 訓練など）の実施など、対応イメージが運営委員会で共有化され、実動訓練に繋げていくことが重要になります。

実動訓練の実施に際しては、地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する各区役所職員が訓練の構成を支援して実施します。

## (9) 要援護者対策

背景・課題	援護が必要な高齢者や障害児・者等への支援を行うための、市、市民及び民間福祉事業者等の役割分担が不明確であり、また、要援護者に関する情報の地域との共有化が不十分である。
市民等からの意見	◎ 地域での要援護者リストの共有ができていない。発災時に救護活動を担う地域の組織（消防団、家庭防災員など）には、事前にリストが提供されるべき。 ◆ 在宅避難者について、高齢者や障害者の方は集団生活に馴染まない側面があり、避難所に行かないケースが多いので、その支援が必要である。
修正概要	○ 地域の役割として、安否確認、避難支援等を明確化し、新たに民間福祉事業者の役割として、日頃からの地域との関係づくり、安否確認等を規定 ○ 地域等が要援護者に関する情報を把握する方法として、「手上げ」、「同意」、「手上げ・同意併用」に加え、「条例による情報提供」を新たに規定
【修正案(抜粋)】	
○ <u>市、市民及び事業者の役割</u>	
・ <u>市の役割</u>	
①地域防災拠点での生活が困難な要援護者のための特別避難場所の施設確保・開設	
②災害に備えた関係機関・団体等との連携強化	
③要援護者を地域で支える体制づくりの支援	
④希望する自主防災組織等への本市が保有する要援護者の個人情報（名簿）の提供 ※情報提供の根拠となる条例の整備、自主防災組織との協定締結等含む。	
・ <u>地域の役割</u>	
①災害に備え、日頃からの要援護者との関係づくり、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した避難訓練の実施、要援護者の名簿づくり等	
②災害発生時における要援護者の安否確認、避難支援等	
・ <u>事業者の役割</u>	
①利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日頃から地域との関係づくり支援	
②発災時における利用者の安否確認、避難支援への協力等	
○ <u>地域での要援護者の把握方法と災害に備えた取組</u>	
発災時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから、自治会・町内会等の自主防災組織は、次の方法で要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組みます。	

方式	把握方法等の概要
手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式
同意方式	区が対象者に通知し、同意を得た要援護者の情報を、協定を締結した地域に提供
手上げ・同意併用方式	地域が手上げ方式に取り組み、区が同意方式で補完
条例による情報提供方式	要援護者情報を区から地域に提供（ただし、名簿登録を拒む意思表示があった場合は、名簿から削除）

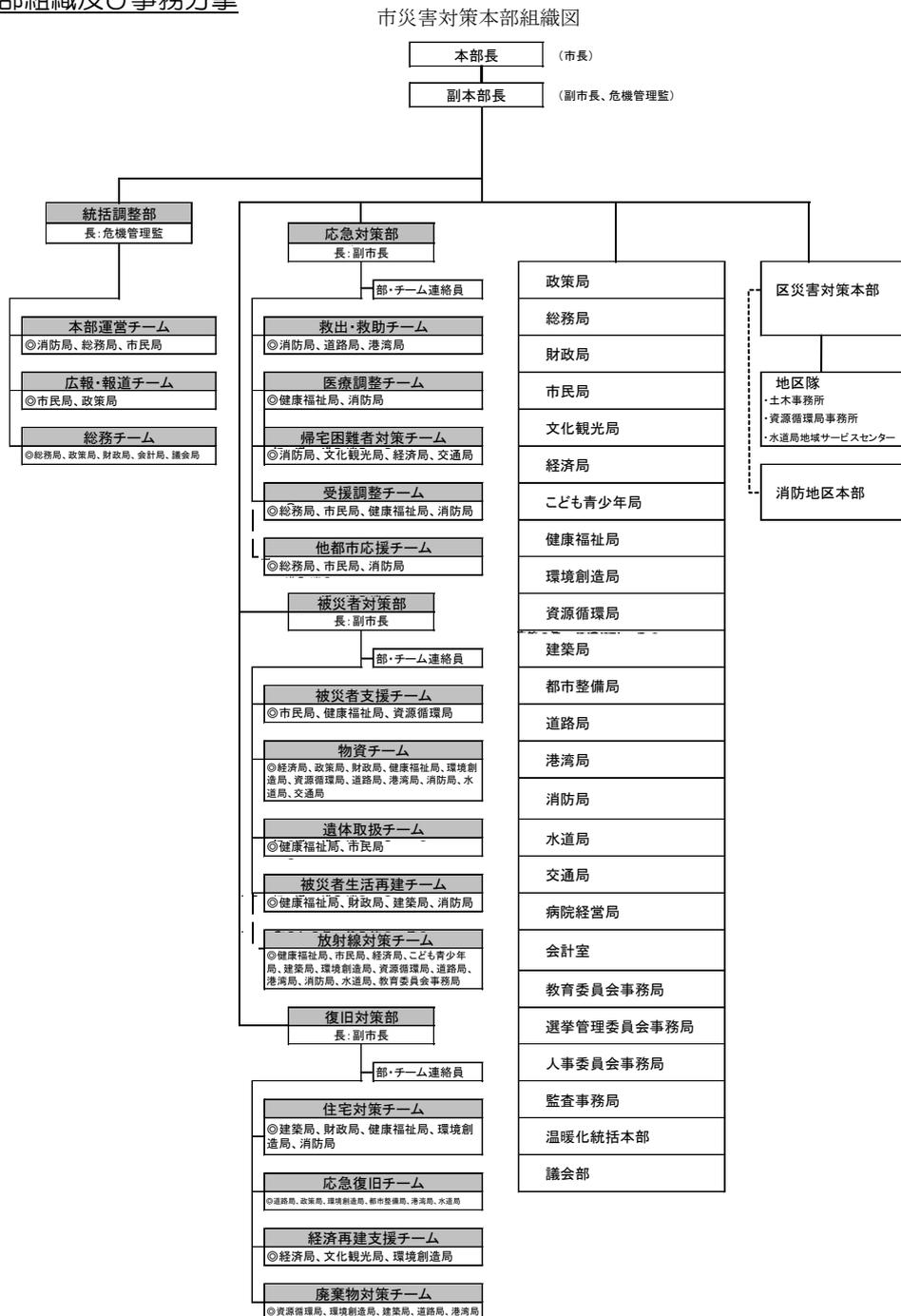
### 第3部「応急対策」

#### (1) 市災害対策本部の組織

背景・課題	現行の本部組織は、平常時の組織がそのまま災害時の組織となるため、発災時に発生する様々な業務に対し、所管が明確でないなどの理由により、局を超えての迅速な意思決定と柔軟かつ的確な対応が困難となる可能性がある。
市民等からの意見	◎ 発災時に、迅速に応急対策がとれるよう指揮命令系統の明確化や意思決定ができる組織を構築してもらいたい。
修正概要	○ 市本部に、3副市長を長とする3つの対策部と、危機管理監を長とする統括調整部を編成し、その下に複数局を統合した17の機能別チームを設置

【修正案(抜粋)】

○ 市本部組織及び事務分掌



I 統括調整部

① 本部運営チーム

構成局	班	事務分掌
消防局(主) 総務局 市民局	統括班	1 統括調整部及び本部運営チーム各班の活動状況の把握及び総合調整に関すること 2 市本部の設置及び運営に関すること 3 市本部全体の活動集約及び指示に関すること 4 本部会議、幹部会議、連絡調整会議及び緊急対策チーム会議の開催に関すること 5 統括調整部及び本部運営チームの庶務に関すること 6 本部運営チーム職員の動員に関すること 7 防災行政無線の統制及び通信機器等の保全に関すること
	情報班	1 災害情報、被害情報及び被災者情報等の収集・整理・伝達に関すること 2 各局、各チーム、各区本部及び関係機関の災害対応状況等の集約に関すること 3 各局、各チーム、区本部、関係機関等との連絡調整に関すること 4 防災関係機関や協定締結機関等の他機関への応援要請に関すること 5 横浜駅情報連絡本部に関すること
	運用調整班	1 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること 2 自衛隊、警察、海上保安庁等防災機関との連絡調整に関すること 3 区等への市・区職員の応援派遣に関すること 4 輸送手段の確保に関すること 5 帰宅困難者チームとの連携に関すること 6 救出・救助チームとの連携に関すること

② 広報・報道チーム

構成局	事務分掌
市民局(主) 政策局	1 広報計画の立案及び総合調整に関すること 2 災害関連情報の広報の実施に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 災害関連情報の記者発表に係る統制及び総合調整に関すること

③ 総務チーム

構成局	事務分掌
総務局(主) 政策局 財政局 会計局 議会局	1 総務業務の全般統制に関すること 2 国等からの視察対応に関すること 3 市会対応に関すること 4 財源確保、予算執行支援、経費負担等に関すること 5 利用可能な市有地等の確保と使用統制に関すること 6 利用可能な市管理施設の確保と使用統制に関すること 7 現金調達に関すること

## II 応急対策部

### ① 救出・救助チーム

構成局	事務分掌
消防局(主) 道路局 港湾局	1 救出・救助活動及び行方不明者捜索、その他各種支援に係る自衛隊、神奈川県警及び海上保安庁との調整に関する事 2 米軍及び海外救援部隊等の受入れ及び活動調整に関する事 3 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関する事

### ② 医療調整チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主) 消防局	1 災害時医療に係る総合調整に関する事 2 広域搬送も含めた患者の搬送・転院に係る調整に関する事 3 医療救護隊の編成・配置に関する事 4 医療支援チームの受入・運用調整に関する事 5 避難所等への医療提供及び保健衛生指導等に関する事 6 医薬品及び医療資器材の供給調整に関する事 7 被災者の心身の健康保持及び疾病予防に関する事

### ③ 帰宅困難者対策チーム

構成局	事務分掌
消防局(主) 文化観光局 経済局 交通局	1 帰宅困難者対策の全般統制に関する事 2 主要駅及び周辺の滞留者の状況把握に関する事 3 帰宅困難者一時滞在施設の開設及び受入状況の把握に関する事 4 帰宅困難者一時滞在施設への人的・物的支援の調整に関する事 5 パシフィコ及びアリーナの開設及び運営に関する事 6 帰宅困難者の輸送調整に関する事

### ④ 受援調整チーム

構成局	事務分掌
総務局(主) 市民局 健康福祉局 消防局	1 受援に係る全般統制に関する事 2 他都市への応援職員の派遣要請及び連絡調整に関する事 3 各区の応援職員のニーズの把握に関する事 4 応援職員の受入れ及び配備に関する事 5 応援職員の宿泊等の調整に関する事 6 他都市職員の応援を受ける水道局、健康福祉局及び資源循環局等の状況把握に関する事 7 横浜市および各区災害ボランティアの状況把握と連絡調整

⑤ 他都市応援チーム

構成局	事務分掌
総務局(主) 市民局 消防局	1 他都市の災害状況、被害情報及び被災者情報等の収集・整理・伝達に関すること 2 各区・市本部各局及び関係機関の他都市応援状況の集約に関すること 3 各区・市本部各局、関係機関、被災自治体、被災地における事務所との他都市応援に関する連絡調整に関すること 4 派遣可能な職員の人数、物資の種類・数量、その他の応援規模及び開始時期の調整に関すること（ただし、専門性の高い業務で所管部署において対応すべき派遣項目を除く） 5 被災地における事務所の設置に関すること 6 各受入施設所管部署への受入施設の開設と被災者受入れの指示に関すること 7 各受入施設を通じた被災者への各種行政支援情報の提供に関すること 8 受入施設から安定的に自立して生活できる住宅等（市営住宅等）への入所あっせんに関すること 9 受入施設情報（開設期間、設備等）の発信調整に関すること

Ⅲ 被災者対策部

① 被災者支援チーム

構成局	事務分掌
市民局(主) 健康福祉局 資源循環局	1 被災者支援に係る全般統制に関すること 2 地域防災拠点の状況把握等に関すること 3 地域防災拠点の備品等の整備に関すること 4 水・食料及び物資の提供に係る調整に関すること 5 避難者のニーズ把握と支援に関すること 6 拠点以外の被災者に対する水・食料等の支援に関すること 7 仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関すること 8 特別避難場所の受入れに関すること

② 物資チーム

構成局	事務分掌
経済局(主) 政策局 財政局 健康福祉局 環境創造局 資源循環局 道路局 港湾局 消防局 教育委員会 事務局	1 物資に係る全般統制に関すること 2 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関すること 3 食料の確保及び提供に関すること 4 炊き出しの食材確保及び提供に関すること 5 他都市等への救援物資の要請に関すること 6 物資の集積場所に関すること 7 救援物資の受入れ・配分・輸送に関すること 8 被災者の物資ニーズの把握に関すること 9 米軍及び海外からの救援物資の受入れに関すること 10 物資輸送に係る自衛隊への支援要請・調整に関すること

③ 遺体取扱チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主) 市民局	1 火・埋葬に関する総合調整に関する事 2 遺体安置所の運営状況の把握に関する事 3 遺体の検案処置に係る連絡調整に関する事 4 神奈川県警・葬祭業者等との調整に関する事 5 広域火葬に係る連絡調整に関する事 6 身元不明遺体の取扱に関する事

④ 被災者生活再建支援チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主) 財政局 建築局 消防局	1 応急危険度判定に関する事 2 建物等の被害認定調査及び被災証明及び被災届出証明に関する事 3 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給に関する事 4 災害援護資金の貸付に関する事 5 被災者生活再建支援金等に関する事 6 義援金に関する事

⑤ 放射線対策チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主) 市民局 経済局 子ども青少年局 環境創造局 資源循環局 建築局 道路局 港湾局 消防局 水道局 教育委員会事務局	1 市の放射線対策の基本的事項の協議と調整に関する事 2 放射性物質の測定と測定に伴い必要となる対応の協議と調整に関する事 3 前各号に掲げるもののほか、チーム長が必要と認める事項の協議と調整に関する事。

IV 復旧対策部

① 住宅対策チーム

構成局	事務分掌
建築局(主) 財政局 健康福祉局 環境創造局 消防局	1 住宅対策に係る全般統制に関する事 2 応急仮設住宅の供給・維持管理に関する事 3 応急仮設住宅の入居や居住支援に関する事 4 応急修理に関する事

② 応急復旧チーム

構成局	事務分掌
道路局(主)	1 都市基盤施設に関する応急復旧対策に係る全般統制に関すること
政策局	2 緊急輸送路の道路啓開方針に関すること
環境創造局	3 緊急交通路の道路啓開に関する神奈川県警、他の道路管理者との調整に関すること
都市整備局	
港湾局	4 航路の啓開方針に関すること
水道局	5 都市基盤施設の被害状況等の把握に関すること
	6 上下水道、道路、河川及び港湾施設の応急復旧に関すること
	7 電気、ガス、電話等事業者との応急復旧に係る連絡調整に関すること

③ 経済再建支援チーム

構成局	事務分掌
経済局(主)	1 緊急経済再建支援に係る全般統制に関すること
文化観光局	2 中小企業災害関連融資に関すること
環境創造局	3 農林漁業災害関連融資に関すること
	4 観光の復旧支援に関すること

④ 廃棄物対策チーム

構成局	事務分掌
資源循環局(主)	1 廃棄物対策に係る全般統制に関すること
環境創造局	2 災害廃棄物の仮置場の設置に関すること
建築局	3 災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること
道路局	4 仮設処理施設の設置に関すること
港湾局	5 他都市・協力団体等への応援要請及び受入・配備に関すること

## (2) 初動期における本部体制

背景・課題	発災直後は、人命救助、被害の拡大防止に重要な時期であることから、より円滑かつ効果的な応急対策がとれるよう、市及び区災害対策本部の初動体制を明確にする必要がある。
市民等からの意見	◎ 発災から 72 時間後、区本部がどう対応するか明確にしてほしい。
修正概要	○ 発災後 72 時間は、市・区の全職員で災害対応を実施 ○ 水道、市営バス・地下鉄、病院及び区役所の被災者支援に必要な業務は継続
【修正案(抜粋)】	
○ 原則として発災から 72 時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行うものとする。 なお、災害対応を優先する期間については、被害等の状況に応じ、市災害対策本部が短縮又は延長し、区本部においては、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長する。 水道局、交通局、病院経営部局及び教育委員会事務局は、災害対応とともに必要に応じ業務を継続する。また、区本部においても、被災者支援上必要な業務は継続する。	

## (3) 区等への応援体制

背景・課題	発災直後の現場での災害対応業務は、緊急的に実施すべき業務が中心となるが、特に被害の大きい区では、マンパワー不足となる可能性がある。
市民等からの意見	● 各区の防災体制を強化し、横浜市および近隣の区相互に連携できる仕組みをつくる必要がある。
修正概要	○ 各部等から被害の大きい区へ応援職員を一定期間派遣
【修正案(抜粋)】	
○ 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じる恐れがあるときは、市本部長に対し、各局又は他の区本部からの職員派遣を要請する。	
○ 市本部長は、前項の要請に基づき、各局長及び被害が少ない区の区本部長に対して、応援職員の派遣を指示する。	
○ 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣する。	

(4) 災害時広報・広聴活動

<p>背景・課題</p>	<p>市民に提供する情報の優先順位や具体的な広報内容が不明確であり、広報手段についても、停電や庁舎の被災などのため、十分な広報・報道が行えなかった事例があった。また、市民からの問合せへの対応体制が整っていない。</p>		
<p>市民等からの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災拠点・区災害対策本部・市災害対策本部間は、「速く・正しく」情報を双方向で交換できる体制が重要である。</li> <li>◆ ITの活用だけでなく、ITを使えない人たちに対する情報提供として、紙媒体の広報（張り紙や回覧板等）を組み合わせることが重要である。</li> </ul>		
<p>修正概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報等の内容を決定し、適切な時期に発信するための体制の整備</li> <li>○ 緊急性・重要性の観点から、広報内容を規定</li> <li>○ 各種の広報媒体を活用した広報の実施</li> <li>○ 災害時コールセンターの設置</li> </ul>		
<p>【修正案(抜粋)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>危機管理情報補佐官</u> 危機管理情報補佐官は、市本部の広報・報道の責任者として、市民等に対して広報する情報の選択や広報時期等の判断を行う。</li> <li>○ <u>広報・報道チーム</u> 危機管理情報補佐官の指示を受け、市全体の災害時広報等に関する事項を統括する。</li> <li>○ <u>広報内容</u> 緊急性、重要性及び必要性の変化に応じて次の内容について広報を行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="239 1104 1375 1538" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震の概要（震源、震度、主な被害状況）</li> <li>○ 避難勧告・指示情報</li> <li>○ 救助・救護等の活動状況</li> <li>○ 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況など）</li> <li>○ 地域防災拠点の開設状況</li> <li>○ ライフライン等の被害・復旧状況</li> <li>○ 行政情報（被害認定調査、り災証明の発行及び被災者支援に関する各種制度の案内等）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>広報媒体</u> 紙媒体、ICT（情報通信技術）及び広報番組等の複数の広報媒体（伝達手段）により広報を行う。各媒体の運用方法については、「広報・報道チーム運用要領」において定める。</li> <li>① <u>紙媒体による広報</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害対策広報誌の掲出</u> 印刷物による情報提供として、地域防災拠点への掲出等を行う。また、補助的な広報ツールとして、自治会・町内会掲出板に可能な範囲での掲出を依頼する。</li> <li>・ <u>広報よこはま災害特集号の発行</u></li> </ul> </li> <li>② <u>ICT（情報通信技術）を利用した広報</u> 市ホームページ、防災情報 E メール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーク</li> </ul>		主な広報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震の概要（震源、震度、主な被害状況）</li> <li>○ 避難勧告・指示情報</li> <li>○ 救助・救護等の活動状況</li> <li>○ 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況など）</li> <li>○ 地域防災拠点の開設状況</li> <li>○ ライフライン等の被害・復旧状況</li> <li>○ 行政情報（被害認定調査、り災証明の発行及び被災者支援に関する各種制度の案内等）</li> </ul>
主な広報内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震の概要（震源、震度、主な被害状況）</li> <li>○ 避難勧告・指示情報</li> <li>○ 救助・救護等の活動状況</li> <li>○ 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況など）</li> <li>○ 地域防災拠点の開設状況</li> <li>○ ライフライン等の被害・復旧状況</li> <li>○ 行政情報（被害認定調査、り災証明の発行及び被災者支援に関する各種制度の案内等）</li> </ul>			

サービス)、テレビ神奈川のデータ放送等により広報を行う。

③ 広報番組

テレビやラジオなどの市の広報番組での情報提供を行う。

○ 災害時コールセンターの設置

横浜市において市災害対策本部が設置された場合、災害時コールセンターを立ち上げる。

なお、災害時コールセンター設置時は、通常の市政案内等の問合せ対応は行わず、災害等に関する問合せ対応に業務を移行し、情報提供する。

① 設置場所

災害時コールセンターの設置場所は、横浜市コールセンター内とする。ただし、横浜市コールセンターの建物、設備、電話網に被害が発生し、業務が行えない場合は横浜市庁舎内に設置する。

② 役割

災害時コールセンターは、市災害対策本部及び区災害対策本部で把握した情報をもとに、市民への情報提供を行う。

(5) 応急医療

背景・課題	大規模地震発生時は、多数の負傷者等が発生することが予測されるため、市民の生命と身体を守る災害医療体制を強化充実する必要がある。
市民等からの意見	◎ 病人、ケガ人の対応は各避難所でできるようにするべき。 ◎ 医薬品については、協定の見直しをするだけでなく、実際に、薬局から医薬品を提供するための体制を具体的に検討しなければならない。
修正概要	○ 応急医療に関する関係機関等との調整や医療機関、負傷者及び医療資源等に関する情報収集等の体制を強化 ○ 地域医療救護拠点を廃止し、救助・救命期やそれ以降などの発災後の段階に応じ、医師等で構成する医療救護隊等による地域防災拠点での医療提供や医療機関の確保、医薬品の供給などの医療提供体制の強化
【修正案(抜粋)】	
○ <u>医療機関の被災状況、稼働情報等</u> 固定電話が使用できない場合は、病院については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）や各種非常用通信機器により確認するほか、救急隊からの情報を得て把握に努める。また、診療所や薬局については、区医師会や区薬剤師会の協力を得て確認するほか、その他の医療関連施設についても関連情報の収集に努める。	
○ <u>医療救護隊の参集場所</u> 具体的な医療救護活動を開始する前に、医療関連情報を共有し、限られた医療資源の活動態勢を整えることが重要であるため、多少の非効率があっても休日急患診療所や区役所等に参集することを基本とする。ただし、一か所に参集することが地勢的にあまりにも非効率である場合は、区ごとにあらかじめ複数の参集場所を指定しておくことも可能とするが、その場合は必ず連絡手段を確保し一体的な運用が図られるように配慮する。	
○ <u>発生後の段階に応じた医療・保健提供体制</u> 市医療調整チーム及び区医療調整班は、応急医療を実施するための各種情報や、医療救護隊	

等からの状況報告に基づいて、災害発生後の医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築する。

① 救助・救命期（発災直後～超急性期）の医療・保健提供体制

・ 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時救急病院や診療所、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行う。

・ 災害時救急病院

災害時救急病院は、診療所や医療救護隊による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行う。

・ 診療所

発災時、被災を免れた診療所は、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、軽症者及び慢性疾患患者等の受入れを行う。

・ 医療救護隊

医療救護活動を実施するため、区医療調整班は医療救護隊を編成し、地域防災拠点等の避難所に派遣する。

・ 市外医療救護隊、医療ボランティア等

市医療調整チームは、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本赤十字医療救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT）をはじめとする市外医療救護隊等及び他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の受入窓口となり、各区の被災状況や医療資源等を踏まえた総合調整を行い、被害が甚大な区を優先するなどして配置調整を行う。

・ 薬局

市薬剤師会との協定に基づき、緊急持ち出し医薬品を備蓄する薬局は、区医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬する。

被災を免れた薬局は、いち早く医薬品を処方できる体制を整える。

② 急性期、亜急性期及び慢性期以降の医療・保健提供体制

市医療調整チーム及び区医療調整班は、超急性期以降も、区内で編成した医療救護隊のほか、市外医療救護隊や多職種医療支援隊（歯科診療、こころのケア等）、他自治体保健師等の支援を受けながら、避難所に対する医療救護活動を継続する。

(6) 本市の受援調整体制

背景・課題	他都市からの応援に関する調整窓口や応援が必要となる業務が明確になっておらず、また、応援職員等の受入れ体制も確立されていない。
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策本部に「受援調整チーム」を設置</li> <li>○ 他都市職員による応援が必要となることが予測される業務を整理</li> <li>○ 他都市応援職員の待機場所や食料等の供給などの受入れ体制を整備</li> </ul>
【修正案(抜粋)】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>本市の受援調整体制</u> 他都市応援職員等の受入れを円滑に行うため、市本部応急対策部の受援調整チームは、市全体の受援に関する事項を統括する。ただし、専門性の高い業務に関しては、各局所管部署で他都市と直接、調整を行うものとする。</li> <li>○ <u>他都市応援職員等の受入体制</u> 他都市応援職員等を円滑に受け入れるため、次の事項について整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>待機場所（宿泊及び休息のための施設）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他都市応援職員等が効率的な応援活動を行うため、各区1か所以上の施設を指定する。</li> <li>・ 民間施設を待機場所として活用できるよう、協定締結等の取組を進める。</li> </ul> </li> <li>② <u>食料等の提供及び燃料の供給</u> 原則として、応援他都市で準備することを依頼し、必要に応じ受援調整チームが調整する。</li> <li>③ <u>応援職員への研修</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他都市応援職員等が、被害認定調査など、個別の知識・技術などが必要となる支援業務に従事する場合、必要に応じ、事前の研修等を行う。</li> <li>・ 研修に必要なマニュアル等は、あらかじめ業務所管局が作成する。</li> <li>・ 他都市応援職員等に対する研修については、業務所管局又は受援部署が実施する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4 <u>他都市応援職員等の携行品</u> 被害状況や気候等を勘案し、応援職員に必要な物品（食料、水、寝具等）の携行を依頼する。</li> </ul>	

(7) 地域防災拠点における被災者の避難・受入れ等

背景・課題	住居に大きな被害はないが、ライフラインが停止するなどにより、居住が困難となった住民に対する、地域防災拠点における支援内容が不明確である。
市民等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ライフラインの途絶により不安で避難してきた人を受け入れると、地域防災拠点のスペースや備蓄が不足する。自助の考え方と逆行している。</li> <li>◎ ライフラインが停止し居住が困難になった避難者を、地域防災拠点に一時的に受け入れることについては、実際にはそうせざるを得ないと思う。</li> </ul>
修正概要	○ ライフラインの停止により、居住が困難となった住民に対しては、地域防災拠点において、水や災害情報等の提供などを行う。
【修正案(抜粋)】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域防災拠点</u> 震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行い、また、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が、物資や情報を入手します。</li> </ul>	

## (8) 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

背景・課題	地域防災拠点の開設について、現行の計画では、震度5強以上の地震発生で、開設準備を行い、実際に住民が避難してきた時点で開設としているが、どのような状況で誰が開設の判断を行うかが不明確となっている。また、閉鎖・統合についても、決定者や要領を明確に規定しておらず、実際に被災地でも、統合の要領等を定めていなかったことから対応に苦慮した事例があった。
市民等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開設基準が明確になってよい。</li> <li>◎ 被害がなくても開設するという心構えが必要。</li> <li>◎ 運営委員の負担が大きい。各拠点の運営委員会や、区の判断でよい。</li> </ul>
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内で震度5強を観測した場合は、全地域防災拠点を開設</li> <li>○ 閉鎖・統合については、地域防災拠点運営委員長との協議やライフラインの復旧などの状況の推移等を踏まえ、区本部長が決定</li> </ul>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>開設</u> 市内1か所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設する。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者、地域防災拠点運営委員会委員は、速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受け入れに必要な措置を講じる。</li> <li>○ <u>閉鎖・統合</u> 区本部長は、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点運営委員長との協議を行ったうえで、地域防災拠点の統合・避難者の集約等を決定する。 なお、統合の際には、普通教室の避難者に体育館へ移動してもらうなど、学校の教育再開に配慮する。 また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の情報受伝達及び物資供給拠点としての役割も考慮して、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定し、地域防災拠点運営委員等に伝達する。</li> </ul>	

## (9) 地域防災拠点の管理運営

背景・課題	地域防災拠点の運営における、避難者や学校職員の役割が不明確である。また、女性や要援護者等に配慮した避難所の運営についても、具体的には示していない。
市民等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 避難者は、客ではないため、当然、地域防災拠点の運営に協力すべきである。</li> <li>◆ 避難場所では男女別の安心への配慮に加え、障害者や高齢者、横浜では在住の外国人もいる。多様なニーズに応える運営を想定するのかを検討すべき。</li> </ul>
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全避難者が運営に協力することを規定</li> <li>○ 学校職員の役割に、地域防災拠点の開設及び運営支援を追加</li> <li>○ 女性や要援護者等への具体的な配慮事項を明記</li> </ul>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域防災拠点の管理・運営</u> 地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力する。</li> </ul>	

① 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりである。

区 分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の開設、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校等	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設、運営支援など

○ 避難生活の維持、管理

女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおり。

区 分	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等）</li> <li>・ 女性や子どもへの性暴力を防ぐための防犯の強化</li> <li>・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫等）</li> <li>・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保</li> <li>・ 女性用物資の女性による配布</li> <li>・ 妊婦に対する配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目では妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）</li> </ul>
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授乳スペースの確保</li> <li>・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等）</li> <li>・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症等への配慮</li> <li>・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応</li> <li>・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等）</li> <li>・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保</li> </ul>
障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援のためのスペースの確保（行動障害など）</li> <li>・ 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等）</li> <li>・ 内部障害者の福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等）</li> <li>・ 通訳ボランティアの確保</li> <li>・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮</li> </ul>

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

(10) 任意避難場所に避難した避難者への対応

背景・課題	東日本大震災の被災地において、個人宅や集会所などに任意で避難した避難者についての状況把握が困難であった。また、支援物資や震災に関する情報が届かない状態が発生した。
市民等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災拠点ではなく、近くの町内会館に避難することとしているが、公平に物資配分されるようにしてほしい。</li> <li>◆ 地域防災拠点が遠い場所もあるため、被害が軽い場合は、近くの施設に避難する場所があるので指定外の避難所の把握が必要である。</li> </ul>
修正概要	○ 任意避難場所の把握と支援物資等の供給方法について規定
<p>【修正案(抜粋)】</p> <p>○ <u>任意避難場所(地域防災拠点などの公的避難場所以外で市民が任意に設置した避難場所)の避難者への対応</u></p> <p>指定された公的避難場所(地域防災拠点及び補充的避難場所等)ではない集会所等に住民が自らの判断により避難した場合の対応については次のとおりとする。</p> <p>① 任意避難場所の避難者は、地域防災拠点の運営委員、若しくは、自治会・町内会長へ、避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、その他必要事項を報告する。</p> <p>② 任意避難場所の避難者は、情報や物資を、自ら地域防災拠点に出向き受け取ることを基本とする。</p> <p>③ 任意避難場所での避難を解消した場合は、速やかに地域防災拠点の運営委員、若しくは、自治会・町内会長にその旨を連絡する。</p>	

(11) 遺体の取扱い

背景・課題	多数の遺体が発生した場合における県警や葬祭業者との連携体制が明確になっておらず、また、遺体安置所の開設・運営等についても具体的な要領等を定めていない。
市民等からの意見	● 遺体を遺体安置所に搬送したくても、自動車、道路に問題があり運べず、ドライアイスもないことから異臭を放つことが想定される。
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県警、葬祭業者との連携内容について明確化</li> <li>○ 遺体安置所の機能や開設条件、情報管理について、新たに規定</li> </ul>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <p>○ <u>関係機関との連携</u></p> <p>① <u>神奈川県警察</u></p> <p>検視を担当する県警と協議し、あらかじめ役割分担や実施体制を確立するとともに、平常時から定期的な訓練を実施する。</p> <p>② <u>葬祭業者</u></p> <p>葬祭業者との協定に基づき、遺体の安置方法や身元確認が行いやすい環境を整えるため、平時からの連携に努める。</p> <p>○ <u>遺体安置所の指定及び開設等</u></p> <p>① <u>遺体安置所の指定</u></p> <p>市本部遺体取扱チームは、多数の遺体が発生することに備え、県警と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区のスポーツセンターを遺体安置所として指定する。また、被害が甚大な場合については、既に開設した指定安置所に加えて、近隣区にも遺体安置所を指定する。</p> <p>なお、遺体安置所の指定にあたっては、大型車が横付けできること、電気や多量の水が確</p>	

<p>保できること、被災者と隔離された場所であること、遺体搬入・安置を1階で行えること等に配慮が必要である。</p> <p>② <u>遺体安置所の開設</u> 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行う、遺体安置所を開設していない区本部は、応援派遣等の支援を行う。</p> <p>○ <u>遺体安置所の機能</u> 遺体安置所では、震災で亡くなられた遺体を一時保管や遺体情報を検視・検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有している。そのため、身元確認作業後、県警、医師、市及び葬祭業者それぞれが連携し一連の業務を行う。</p> <p>○ <u>遺体安置所に関する情報の収集と一元化</u> 遺体安置所ごとの遺体情報の管理だけでなく、市本部遺体取扱チームでも一元的に情報を管理することで、市外からの問い合わせや早期の身元確認につながるよう、市民や各遺体安置所に情報を提供する。</p>
---

(12) 物資の供給

背景・課題	東日本大震災の被災地では、庁舎・職員の被災や通信手段の途絶により、物資のニーズに関する情報集約等ができず、必要な物資の調達自体にも支障が生じた。
市民等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 公的備蓄だけでは不足するので、家庭内備蓄を徹底するよう啓発する。</li> <li>◎ 発災からの3日間、物資調達については、地域防災拠点と店舗等との協定による直接調達ができるようにしてほしい。</li> </ul>
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物資供給時期を発災直後と物流回復後にわけ、効果的な供給を実施</li> <li>○ 物資配布の優先順位を明確化</li> <li>○ 備蓄物資が不足する場合の民間事業者との協定による市及び区の物資調達・供給方法を規定</li> </ul>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>発災直後の物資供給</u> 発災直後から数日間は、食料、飲料水、毛布等の必要不可欠な物資をパッケージ化して、迅速に送り届ける方式(プッシュ型)での救援物資の供給を行う。</li> <li>○ <u>市本部による大口調達、大規模小売業者との協定</u> 市は、市内に事業所(工場、倉庫、店舗等)を有する事業者(卸売業者、食料品製造業者、大規模小売業者等)との間で、「店頭在庫等からの調達」に関して、発災後3日間を対象とし協定を締結する。発災時には、市はあらかじめ協定で定める品目について、市内の事業所(工場・倉庫)から優先的に調達し、地域防災拠点等へ供給する体制を構築する。</li> <li>○ <u>物資配付の優先順位</u> 物資の配付は、被災者と相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等)及び子ども</li> <li>② 地域防災拠点等避難者(自宅で起居できなくなった被災者及び任意避難場所避難者)</li> <li>③ 地域防災拠点外被災者(自宅での起居はできるが、食事や生活必需品を確保できない被災者)</li> <li>④ その他(帰宅困難者等)</li> </ul> </li> <li>○ <u>備蓄物資で不足する場合の物資調達</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部物資チームに調達を要請する。</li> <li>② 区は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者(大手スーパー等)等から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達する。</li> </ul> </li> </ul>	

○ 救援物資の輸送 市本部物資チームは、救援物資の輸送について、基幹物流事業者及び支援物流事業者に依頼する。 ※基幹物流事業者：災害発生時、協定に基づき、市物流拠点の在庫管理、荷捌き業務及び輸送を一元的に行う物流業者 支援物流業者：災害発生時、協定に基づき、物資を輸送する物流業者
---

(13) 一般ボランティアの活動支援

背景・課題	全国から多数の一般ボランティアが来浜した場合、その受入れや活動内容、活動場所等の円滑な調整や活動支援を行うための体制や社協、ボランティア団体等との役割が明確になっていない。
市民等からの意見	● ボランティア受入窓口や、ボランティア派遣依頼の流れを明確にする必要がある。
修正概要	○ 災害ボランティアネットワーク等との関係構築及び役割分担等による連携強化 ○ ボランティアリーダーの養成 ○ ボランティアの一次案内窓口として、市コールセンターを活用
【修正案(抜粋)】	
○ <u>ボランティアネットワーク等との連携体制の強化</u> ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等との調整については、その能力のあるボランティア団体が活動拠点等において実施するため、平常時から「災害ボランティアネットワーク」やボランティア団体等と協力し、顔の見える関係づくりを推進する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市、社協、災害ボランティアネットワーク間での役割や位置づけを区ごとに協定書等で定め、発災後の迅速な相互連絡とその後の定期的な情報交換・連絡会議を行う体制を整備する。	
○ <u>災害ボランティアリーダーの養成</u> 災害ボランティアセンターを柔軟に立ち上げ、運営できるコーディネート能力の高いボランティアリーダー（コーディネーター）となれるスタッフを養成する。	
○ <u>ボランティア窓口の設置</u> 全国からのボランティアの案内窓口として、市・区災害ボランティアセンターのほか、一般的な申出や頻度の高い質問に対しては、市コールセンターも1次案内窓口として活用する。	

(14) 道路管理者とライフライン事業者相互の復旧事業調整

背景・課題	ライフラインは、迅速かつ効率的な復旧が求められることから、道路啓開方針を策定する道路管理者とライフライン事業者が密接に連携する必要がある。
修正概要	○ 横浜市道路工事調整連絡協議会に復旧復興事業部会を設置
【修正案(抜粋)】	
○ 災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるために、横浜市道路工事調整連絡協議会に復旧復興事業部会を設置し、各ライフライン事業者間の応急復旧工事に係わる関連情報の共有化、情報交換を行います。	

## 第4部 災害復旧と復興事業

### (1) 被害認定調査の迅速化・り災証明発行及び義援金等支給に関わる情報システムの構築

背景・課題	東日本大震災の被災地では、被害調査、り災証明発行、義援金等の支給に関する事務が膨大となり、また、それぞれ独立して行なったため、事務が重複し非効率となるなど、円滑な被災者生活再建に支障があった。
市民等からの意見	● 被害認定調査とり災証明と義援金支給はセットで、地域防災拠点でほとんど手続できるようにすべき。
修正概要	○ 東日本大震災で実施された効率的な調査方法の導入を検討するなど、被害認定調査業務の迅速化及び効率化を図る。 ○ り災証明発行等の事務を、一体的に処理できる情報システムを構築
【修正案(抜粋)】	
○ <u>被害認定調査の迅速化</u> 被害認定調査を担当する職員への平常時からの研修の実施、東日本大震災で実施された迅速的確な調査手法と、応急危険度判定結果の活用による調査件数の抑制、被害認定調査マニュアルの見直しにより、調査業務の迅速化を図る。	
○ <u>り災証明発行・義援金等支給に関わる情報システムの構築</u> 被災者の生活援護を迅速に行うため、生活援護に関わる業務である被害調査、り災証明発行、義援金等の交付及び支給の処理を行う、一体的かつ統合的に処理できる情報システムを構築し、震災発生後に即時に活用できるようにする。情報システムの構築にあたっては、既に導入した事例のあるシステムを活用できるように業務手順の見直しを含めて対応する。	

### (2) 借上による応急仮設住宅

背景・課題	住居を失った被災者に供与する応急仮設住宅建設に必要となる、建設用地や建築資材が不足することが予測されているため、建設による応急仮設住宅の供与のみでは、住生活の回復が遅れる可能性がある。
市民等からの意見	● 応急的仮設住宅の建設について、平常時のうちに、建設する予定地の設計図や見取り図等を作成し、災害発生後速やかに建設ができる体制を確立する。 ● 高齢者や障害者の暮らしに合った、バリアフリー構造としてほしい。
修正概要	○ 新たに、賃貸住宅等の借上による応急仮設住宅の供与を規定
【修正案(抜粋)】	
○ <u>借上による応急仮設住宅</u> 借上仮設住宅(みなし仮設住宅)の供与についても、応急仮設住宅建設等推進室が県と連携して実施する。	
① <u>供給可能戸数の把握</u> 公営住宅等のうち、市営住宅及び県営住宅については所管部局、公共的賃貸住宅については、独立行政法人都市再生機構、神奈川県住宅供給公社及び横浜市住宅供給公社を通じて供給可能戸数を把握する。 民間の賃貸住宅については、社団法人神奈川県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不	

動産協会神奈川県本部等を通じて、利用可能戸数を把握する。

② 選定基準

- ・ 新耐震基準（昭和 56 年 6 月）に適合していること、もしくは同等の耐震性能を確保していること
- ・ 駅からの距離が徒歩約 20 分以内、もしくはバス便が利用できること

③ 対象施設

- ・ 公営住宅
- ・ 公的住宅
- ・ 国、県、市が所有する施設
- ・ 民間賃貸住宅
- ・ その他（他都市公営住宅、企業社宅等）

(3) 応急復旧及び復興に関する財源確保

背景・課題	復旧・復興対策を円滑に実施するための、対策事業に係る予算の編成や執行管理、財源確保の手順が明確になっていない。また、発災直後は、財源の確保もさることながら、緊急の工事や物資の迅速な調達等が必要となることから、特例的な事務処理についても定めておく必要がある。
修正概要	○ 復旧等に必要な資金需要額を把握し、財源確保するための手順を整理 ○ 物資や役務等の緊急な調達のため、口頭による契約や資金前途による現金決済などの特例的な契約及び経費支出の実施について規定

【修正案(抜粋)】

○ 復旧（復興）対策に係る予算措置と財源確保

災害が発生した場合、速やかに災害復旧（復興）に必要な資金需要額を把握し、財源確保に努めるため、以下の項目を実施する。

- ① 復旧（復興）対策に係る財政需要見込み額の把握や歳入見込み額の精査
- ② 予算執行方針・予算編成方針の策定
- ③ 補正予算又は当初予算の編成など
- ④ 国、県への各種要望（特別交付税などの地方財政措置等に係る情報収集及び財源措置に係る要望）
- ⑤ 災害時の特別の地方債（災害復旧事業債・歳入欠かん等債）の発行
- ⑥ 資金調達に向けた調整及び実施
- ⑦ 国が財政の援助を行う法律及び対象事業の一覧表（主なもの）の作成

※発災時には当該財政援助措置だけではなく、様々な国・県の財政援助措置が講じられることが想定されることから、復旧（復興）対策事業を実施しようとする区局は、国・県の財政援助措置を確認する。

○ 災害応急対策に係る契約及び経費支出の特例

救助・救命期及び応急復旧期においては、予算上の措置にかかわらず、物資や役務等の緊急な調達が求められ、また、場合によっては現金決済にならざるを得ないなど、柔軟な対応が求められることから、口頭による契約や資金前渡による現金決済などの特例的な契約及び経費支出を行う。（平成 24 年 3 月 30 日 財契一第 3613 号 財政局長通知「緊急を要する契約の手続について」参照）

#### (4) 横浜市震災復興本部の体制

背景・課題	発災後、速やかに復興体制を構築し、早期の復興を推進するため、あらかじめ震災復興本部の体制と役割を明確にしておく必要がある。
修正概要	○ 震災復興本部長を市長とし、役割ごとに5つの機能別チームを設置
【修正案(抜粋)】	
○ <u>震災復興本部の体制</u> 発災後、速やかに復興体制を整えるため、市長を本部長とする震災復興本部を設置する。	
○ <u>復興チームの設置</u> 復興本部内に局横断的な業務を組織的かつ迅速に対応するため、副本部長を長とする5つの機能別チームを設置する。	
① <u>都市復興チーム</u> 建築制限区域の指定、都市復興まちづくりの地域指定、都市復興基本方針の策定、都市復興基本計画の策定、都市復興ニュースの作成	
② <u>経済復興チーム</u> 経済復興基本方針の策定、経済復興基本計画の策定、経済復興ニュースの作成	
③ <u>住宅復興チーム</u> 住宅復興基本方針の策定、住宅復興基本計画の策定、住宅復興ニュースの作成	
④ <u>生活・暮らし復興チーム</u> 生活・暮らし復興基本方針の策定、生活・暮らし復興基本計画の策定、生活・暮らし復興ニュースの作成	
⑤ <u>統括調整チーム</u> 復興本部の事務局として上記ア～エの4チームの統括・調整、復興計画検討委員会の運営、復興審議会の運営、被害情報の整理、震災復興の基本方針の策定、震災復興ニュースの作成	

#### (5) 女性や要援護者に配慮した復興方針等の策定

背景・課題	復興にあたっては、生活再建やまちの再生、経済活動への支援など、多岐にわたる分野について、複雑な過程をたどりながら推進する必要があるため、女性や要援護者への配慮が不足することやそれらの方々の声が届きにくい傾向がある。
修正概要	○ 復興方針等の策定過程に、女性や要援護者等の参画を促進する。
【修正案(抜粋)】	
○ 震災復興ガイドライン、基本方針、基本計画、震災復興マニュアル等の策定にあたっては、情報提供や復興に関する市民ニーズの把握及び女性、高齢者、障害者、子ども、外国人などの視点を考慮するとともに、これらの人々の策定過程への参画に配慮する。	

(6) 地域経済の復興支援

背景・課題	現行計画では、経済復興について、「消費生活情報の把握」、「中小企業の災害対策関連融資」等の部分的な対応を規定しているが、早期の効率的な経済復興に向けた考え方や具体的な支援策が示されていない。
市民等からの意見	◆ 復興対策のなかで、地域経済の活性化をどうするか検討することが必要である。
修正概要	○ 「経済復興基本方針」の策定や中小企業支援のための「震災時産業ワンストップセンター」の設置などについて規定
<p>【修正案(抜粋)】</p> <p>○ <u>経済の復興に向けた基本的な考え方の明確化</u>  市は、経済復興に向けて、緊急的な経済対策をとりまとめるとともに、中長期的な視点にも立って「経済復興基本方針」を策定する。  また、観光資源や MICE（国際的な会議、イベント等）施設等の復旧・復興状況に応じて、安全性や復旧・復興の発信を行うとともに、中長期的な視点で観光・MICE の復興に関する情報の発信に取り組む。</p> <p>○ <u>中小企業災害関連融資に対する支援</u>  被災した中小企業への一元的な緊急相談窓口として「震災時産業ワンストップセンター」を開設運営し、緊急的な経営相談や国の支援と連携した緊急的な融資を実施する。また、復興に向けて、金融支援や事業場所の確保支援等の調整を行う。  また、経済局長は、震災により企業設備等に著しい損害を受け、営業の一時停止又は業務の縮小を余儀なくされた中小企業者に対して、経営安定資金の融資制度を設ける。</p>	

## 第5部「津波対策」

### (1) 津波災害予防の基本方針

背景・課題	減災及び防護レベルの津波に対するソフト・ハード面での対策について考え方と方向性を定め、推進する必要がある。
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 減災レベルの津波に対しては、住民避難などのソフト対策を中心として推進</li> <li>○ 防護レベルの津波に対しては、港湾、漁港、河川等の区域ごとの防護手法によるハードを中心とした対策を推進</li> </ul>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <p>○ <u>基本方針</u></p> <p>減災レベルの津波に対して、住民避難を軸に、総合的な津波対策を確立するための取り組みを進めるとともに、防護レベルの津波に対しては、これまでの高潮対策の状況、想定津波の検討結果、河川や水路への津波の遡上に対する検証等をふまえ、港湾区域、漁港区域、河川区域それぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、整備していきます。</p> <p>なお、本市における交通・経済の要衝である横浜駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地区）においては、河川管理者である神奈川県と調整し、より高い水準の防護対策を講じます。</p> <p>また、臨海部の石油コンビナート等特別防災区域における対策については、国や神奈川県の考え方を踏まえて整理します。</p>	

### (2) 応急対策

背景・課題	迅速かつ円滑な津波からの避難のため、情報伝達手段、初動体制及び避難対象区域等を明確にして、応急措置を実施する必要がある。
修正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沿岸地域等への情報等の伝達手段の明確化</li> <li>○ 本市の初動体制の確立</li> <li>○ 避難対象区域及び避難場所等の明確化</li> </ul>
<p>【修正案(抜粋)】</p> <p>○ <u>沿岸地域住民、在泊船舶等への伝達</u></p> <p>① 消防局危機管理室は、大津波警報、津波警報が発表された場合は、津波警報伝達システム、防災情報Eメール、緊急情報メール等により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に大津波警報、津波警報が発表された事を広報します。</p> <p>② 沿岸地域の区、港湾局、環境創造局及び沿岸区の消防署(以下「沿岸区等」という。)は、大津波警報、津波警報、津波注意報等及び海面監視情報等を早期に掌握し、広報車、放送施設、サイレン等により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に大津波警報、津波警報、津波注意報等及び海岸から離れた高台等への避難を広報します。</p> <p>③ 沿岸区の消防署は、大津波警報、津波警報、津波注意報等が発表された場合は、気象業務法に定める標識により情報の伝達を行い迅速な情報伝達活動を実施します。</p> <p>④ 横浜海上保安部は、大津波警報、津波警報、津波注意報等が発表された場合、港内及びその周辺海域の在泊船舶等に対し、情報伝達を行います。</p> <p>○ <u>津波警報及び大津波警報発表時の初動体制</u></p> <p>津波予報区「東京湾内湾」に津波警報及び大津波警報が発表され、市内に震度5強以上の地震が発生していない場合は、避難の勧告、指示を行うため、原則として職員はあらかじめ定め</p>	

られた動員先に参集し、災害対応を行うこととします。

この際、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区の8区は、津波情報等の収集や避難の勧告、指示などの災害対応を行うものとします。

○ 避難勧告・避難指示

本市では、原則として、津波警報が発表された場合は避難勧告、大津波警報が発表された場合は避難指示を発令することとします。

避難勧告・指示は、津波警報伝達システム、防災情報 E メール、緊急速報メール、サイレン、広報車、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して、市民の皆様に伝達します。

○ 避難対象地域

避難対象地域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、さらに河川遡上による影響を詳細に把握するため本市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた地域とします。

○ 津波避難施設等への避難

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、市民自らが、直ちに避難する事を判断し、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難することとします。

## 第6部「東海地震事前対応計画」

### (1) 東海地震に関連する情報

背景・課題	気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」のうち、「東海地震観測情報」について、一部わかりにくいとの意見があったことから、気象庁が23年1月に名称を変更している。	
修正概要	○ 「東海地震観測情報」を「東海地震に関する調査情報（臨時）」に修正	
【修正案(抜粋)】 (23年3月23日に、読替え通知により対応済)		
○ 気象庁による東海地震に関連する情報の発表基準・解除基準		
情報の種類	発表基準	解除基準
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合 (少なくとも1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等、又は顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等)	1 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合 2 発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合、安心情報である旨を明記して発表 (全てのひずみ計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなったと認められた場合等、又は地震は発生しているが地殻変動が観測されておらず、地震活動が収まる傾向であることが認められた場合等)
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、その旨を発表。 (全てのひずみ計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなったと認められた場合等)
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)	

## 第7部 災害応援計画

### (1) 応援連絡体制及び災害応援対策本部

背景・課題	本市から被災自治体等を支援する際にとる「応援連絡体制」と「災害応援対策本部」の設置基準や組織体制等について、災害対策基本法の改正により、広域応援体制の整備及び強化充実を図ることとされたことも踏まえ、整理・明確化を図る必要がある。
修正概要	○「応援連絡体制」及び「災害応援対策本部」の組織体制や役割等を規定

#### 【修正案(抜粋)】

#### ○ 横浜市応援連絡体制

原則、本市以外の自治体において震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、危機管理室長が必要と認める場合に横浜市応援連絡体制（以下「応援連絡体制」という。）をとる。

なお、全庁的に被災自治体への応援や被災自治体からの被災者の受入れの対応が必要となった場合は、応援連絡体制から横浜市災害応援対策本部に移行する。

#### ① 応援連絡体制の組織

- ・ 応援連絡体制の長は、危機管理室長とする。
- ・ 構成局は、総務局及び消防局危機管理室とするほか、必要に応じて危機管理室長が指定する。

#### ② 応援連絡体制の役割

応援連絡体制の主な役割は次のとおりとする。具体的な運用等については、横浜市災害応援対策本部対応マニュアルに定める。

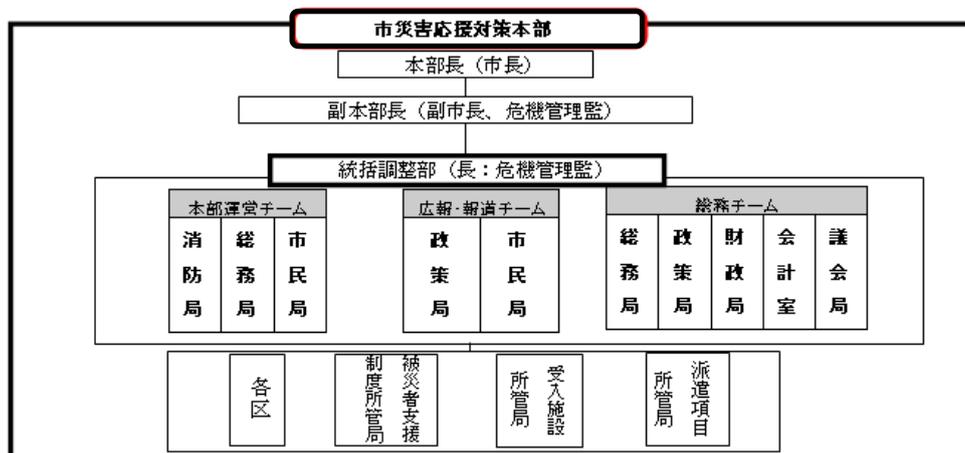
- ・ 被災自治体の被害状況の把握及び情報収集
- ・ 被災自治体への応援が必要となった際、迅速・円滑な応援を行うために必要な準備及び調整

#### ○ 横浜市災害応援対策本部

全庁を挙げての被災自治体への応援や、被災自治体からの被災者受入れの対応が必要となった場合に設置する。

#### ① 応援対策本部の組織

- ・ 市長を本部長、副市長及び危機管理監を副本部長とする。
- ・ 応援対策本部の構成局は、市本部の統括調整部構成局を中心に、適宜、各区、被災者支援制度所管局、受入施設所管局、派遣対象業務所管局を加えることとする。



## ② 応援対策本部の役割

横浜市災害応援対策本部の主な役割は次のとおりとする。具体的な運用等については、横浜市災害応援対策本部対応マニュアルに定める。

- ・ 被災自治体への応援全般について
- ・ 被災自治体への応援派遣に関する事
- ・ 被災自治体からの避難者受入れに関する事

## (2) 被災自治体への応援派遣の基本方針

背景・課題	東日本大震災において、実際に本市の応援職員を被災地に派遣した際に得られた教訓や経験を活かし、派遣調整等の円滑化・迅速化を図るとともに、効率的に被災地応援を実施できる体制・仕組みを構築する必要がある。
修正概要	○ 現地事務所の設置、派遣者の選定、派遣職員交代時における業務継続の確保、派遣時の携行品等について規定
【修正案(抜粋)】	
○ <u>被災自治体への応援派遣の基本方針</u>	
① 派遣先での活動の効率化や派遣者間の連携等により派遣効果をより高めるため、被災地の被災状況を十分に見極めつつ、可能な範囲で市として応援する地域を集中させる。	
② 被災状況に応じて、被災自治体に本市の事務所を設置し、現地における情報収集や各派遣隊への後方支援等を行う。	
③ 派遣対象業務ごとに、派遣職員が必要とする知識、技能等を明確にし、適正な人材を派遣する。	
④ 各職員の災害派遣活動等の経験を、現地での災害応援活動に生かすため、災害派遣活動経験者と未経験者を組み合わせ派遣するものとする。また、各職員の災害派遣活動等の実績を活用して、派遣者選定に役立てられるよう工夫する。	
⑤ 派遣人数の半数を交代するなど、被災自治体での災害応援活動の業務継続性に配慮する。	
⑥ 被災地では、一部の電気通信事業者の携帯電話がつかない状況も想定されるため、衛星携帯電話、MCA 無線、複数の電気通信事業者の携帯電話を携行し、災害応援活動時の連絡手段を確保する。	